

平成27年（2015年）3月紀北町議会定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成27年3月3日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成27年3月4日（水）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量
16番	平野倅規		

不 応 招 議 員

12番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	下田 二一
会計管理者	脇 博彦	総務課長	堀 秀俊
財政課長	井谷 哲	危機管理課長	上野和彦
企画課長	中場 幹	税務課長	中村吉伸
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷 眞吾
環境管理課長	玉津 裕一	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	植地 俊文
水道課長	久保建作	海山総合支所長	上村康二
教育委員長	森本 鑛平	教 育 長	安部正美
学校教育課長	玉津 武幸	生涯学習課長	宮原俊也

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	上野隆志
書 記	奥村能行	書 記	玉本真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

3番 奥村 仁

4番 樋口泰生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

東清剛議長

皆様、おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

町長より、訂正の申し出がありましたので、許可することにいたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。朝から申し訳ございませんが、本議会定例会に上程いたしました議案に誤りがございました。

本日3月4日に、議案の訂正の申し出をさせていただきましたので、訂正の内容についてご説明させていただきます。

訂正につきましては、議案第14号 紀北町保育所条例の一部を改正する条例でございます。

お配りいたしました訂正の申し出の文書中の正誤表をご覧ください。

誤った記載によりまして、98ページの条例及び99ページの新旧対照表中、第5条の条文につきまして、「紀北町子どもための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例」を、「紀北町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例」に訂正をお願いいたしたく、申し出をさせていただいたところでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、議案書作成時の確認不足によりまして、誤った記載をしてしまいました。このような誤りが発生しないよう、必要な注意喚起と確認作業の徹底をしてまいります。ご迷惑をおかけしまして、誠に申し訳ありませんでした。どうかよろしくお願いを申し上げます。以上です。

東清剛議長

それでは会議を続けます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しております。

なお、12番 東篤布君から所用のため、遅刻との連絡を受けておりますので、報告申し上げます。

議事に入る前にご連絡申し上げます。

一般質問通告書の受け付けの締め切りは、本日の午後1時までとなっております。締め切り時間に遅れることのないようご注意ください。

東清剛議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。議事運営上、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

日程第1

東清剛議長

それでは議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

3番 奥村 仁君

4番 樋口 泰生君

のご兩名を指名いたします。

東清剛議長

それでは、日程に従い議事を進めます。

これより各議案の質疑に入りますが、質疑の回数については、議長が宣告した議題について3回以内といたします。予算など1つの議案を分割して質疑を行う場合は、議長が宣告した範囲内に、3回以内に質疑を許されることになっております。

なお、委員会での審査は十分できますので、自分が所属する委員会に付託された案件についての質疑は、委員会で行っていただくよう、議事運営上、ご配慮をお願い申し上げます。

また、本定例会には、条例の新規条例が多数あります。委員会付託については、本日の最後にお諮りいたしますが、付託表案を事前に配付しましたので、お間違いのないようお願いいたします。

日程第 2

東清剛議長

それでは、これより各議案に対する質疑を行います。

日程第 2 議案第 1 号 紀北町教育長の給与及び勤務条件等に関する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

8 番 入江康仁君。

8 番 入江康仁議員

議案第 1 号ですね。この紀北町教育長の給与及び勤務条件等に関する条例の中でですね、最後の、この提案理由は法律の一部改正に伴いということ、今回、改正部分を出してるわけですが、この経過措置ということはどういうことか、ちょっとご説明お願いしたいと思います。

東清剛議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

お答えいたします。経過措置のところなんです、まず、この条例の改正の中でですね、教育委員長と教育長が一本化して新教育長になるという条例改正なんです、現在の教育長の任期中はですね、旧条例のままということで、教育委員長、教育長が在席すると、そういうことです。その経過措置というのは、今の教育長の任期までの経過の措置という意味であります。

以上です。

東清剛議長

8 番 入江康仁君。

8 番 入江康仁議員

その今の説明においては、よく言われる遡及適用にならないような形の、現行のまま条例ができておるけど、現行、遡及適用的なもので、旧のひとつの経過措置というのは、

現行の今のままの条例、または法律の範囲内で継続してて、任期が切れるところを基点にして、新しい条例のこれに当てはまるということを経過措置と、俗に言う遡及適用とかいろいろなあれがあるけど、それを条例ができたから、すぐにこれをやるということは駄目だから、今のような経過措置というあれを持っていくという理解でいいんですか。遡及適用にならないようにしておるわけですか、そこはどうですか。

東清剛議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

お答えします。遡及適用というよりもですね、附則の中で、経過措置を設けるということなんで、理解としましてはですね、その期間については前の条例の適用を受けるということに、有効であり、適用を受けることとなっておりますんで、そういうことでございます。

遡及適用というのとはちょっと違うと思うんですが、はい。

東清剛議長

8番 入江康仁君。

8番 入江康仁議員

今回ね、この条例の改正はたくさんあるんで、ちょっとこれはあくまでも紀北町町民に課する条例ですよ。その中で、今回この条例は法律、上位法令に伴って改正をするという、ここに提案理由が書いてあるんですけど、そう理解していいんですね。

ということは、この紀北町条例は、憲法、法律、県条例、それに伴う改正があった場合は、皆改正をやるということの今までの提案理由は、上位条例ができたときは、そのような法改正ができたときは、解釈の中で提案理由等出してきてますよね。それで、このあとになるけど、新規法律ができたときは、それに伴うものができてきたということの設定でいいんですね、それでいいんですか。

東清剛議長

下田副町長。

下田二一副町長

ちょっとお答えさせていただきます。

今回の条例につきましては、法のほうが改正されましたので、それに伴って教育長というのは、特別職に今度位置づけられることとなりますので、教育長を追加させていただきます。

ます。

法律の改正に伴ってということです。はい、はい。そうです、よろしく申し上げます。

東清剛議長

ほかに質疑される方はございませんか。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

総務課ということで、教民かなと思っておりましたが、総務課の担当課ということで質問させていただきます。

今の教育、国の法律が変わったため一部条例を変えるということですか、今回、この法律が変わったことで、教育委員会の中の組織もかなり変わると思うんですけども、町長、行政が教育に対してものを申すことが、強くなるように法律が改正されたと聞いておりますが、そのところ詳しく説明をお願いします。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

近澤議員のご質問にお答えいたします。

今までの教育委員会といたしましては、教育委員長と教育長のどちらかが責任者かわからないとか、あといじめ等問題が発生したときに迅速に対応できないとか、諸問題がございまして、国のほうは法律を改正しました。それに基づいて教育長を特別職として、今回、町条例を変更させていただきました。

で、この地方教育行政の変更に伴いましては、町長と教育委員会とで総合教育会議というのを開始することになりました。そういった形で、町行政と教育委員会が密接に協議できる場ができるものと考えております。以上です。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

教育会議というのが始まるということですが、それはこの紀北町では、具体的にこの1年間条例を変えることによって、どうやって進んでいくのか。今まで教育委員会は教育委員会で、教育のことを会議されておったと思うんですが、そこへ町長も入って協議されるということになると思うんですが、具体的にはどのように変わっていくのでしょうか

か。

東清剛議長

安部教育長。

安部正美教育長

紀北町の課題となっております問題なんかを、町長と直接教育委員会と話をすることによって、スムーズに行きやすくなるのではないかなと、そういうふうに思っています。以上です。

東清剛議長

ほかに、ございませんか。

11番 奥村君、総務担当では。

11番 奥村武生議員

そうであっても、ちょっとあれ総括的な大きい問題になるものですから。教育長とかおるときに話をしやんと、これ。

東清剛議長

所管のところで話できない話ですか、わかりました。許します。

11番 奥村武生議員

1つ、そうなった場合に、教育長のですね、選任方法をもう一度教えて、是非教えてほしいということと、教えてほしいんです。

東清剛議長

下田副町長。

下田二一副町長

新しい選任方法は、町長が教育長を任命するという形になります。

東清剛議長

よろしいですか。はい、奥村武生君。

11番 奥村武生議員

それから、もう1つですね、ほかの自治体では今までですね、東京のほうだったと思うんですけど、その教育長というのは公選のところもあったと思うんですけども、公選というのは、教育長の公選というのはできるんですか、法律上は。

東清剛議長

下田副町長。

下田二一副町長

多分、奥村議員がおっしゃいますのは、教育委員を公募によって募集して、というお話ではないかと思います。公募というような形、公募という形で教育委員を選ばれている自治体はございます。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

教育長を選挙で選ぶという、地方公共団体もあるんですよ。今回の、そのようなシステムになったときに、そういう方法はとれるんですかという、新たに条例なんかをつくってできるんですかという。今まで各地方公共団体であるんですよ。教育長を公選することによって、教育行政と一般の行政との区別というのをつけておったところもあるんですよ。それが、今回はこのように変わってもできる、こういうのをできんことはないんですよということをお聞きしたいということなんですよ。

東清剛議長

下田副町長。

下田二一副町長

法の規定によりまして、まず教育委員が選ばれて、で、選ばれた教育委員の中で、教育委員会の会議の中で教育長が選ばれるという、法の規定になっておりますので、そういうことはあり得ないと思っております。

東清剛議長

ほかに、ございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで、質疑を終わります。

日程第3

東清剛議長

次に、日程第3 議案第2号 紀北町子どものための教育・保育に関する利用者負担額

を定める条例を議題といたします。

質疑を許します。

8番 入江康仁君。

8番 入江康仁議員

これはですね、前回の議案第1号に対しては、法律の一部改正に伴いということでありましたが、今回は子ども・子育て支援法の制定等に伴いということで、これ新しくできた法律ですか。それに伴う紀北町が新条例をつくることなんか、1点と。

それで、これ24年法律第65号というのは、どういう意味を指すのか。この時点に制定されておったのか、ちょっとお伺いいたします。

東清剛議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

ご質問にお答えします。まず、この子ども・子育て支援法、平成24年ですけども、24年に成立いたしました。で、施行が今年の4月1日からの施行でございます。以上です。

東清剛議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

施行するという、それに伴って、4月1日から実施されるということで、紀北町条例もそれに沿ってつくったのが、これですね。紀北町の子どものための教育・保育に関する利用者負担額を決めるこの条例が、法律がこの4月1日から施行されるんで、それに伴って新しく今度は条例を制定したと、法律も実施するから紀北町も制定したということで理解していいんですか。

東清剛議長

大谷課長。

大谷眞吾福祉保健課長

そのとおりでございます。

東清剛議長

ほかに、ございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第4

東清剛議長

次に、日程第4 議案第3号 紀勢自動車道地域振興施設条例を議題といたします。

質疑を行います、質疑される方。

8番 入江康仁君。

8番 入江康仁議員

この条例はですね、今回、その三浦の施設の指定管理に関する事で条例制定されたと思うんですけど、これに関してはですね、もう町条例の指定管理者の枠じゃなくて、商工会を1つのベースにした指定管理者の条例をつくっておるように思うんですよね。

そして、その商工会においては今度、社団法人をつくって熊野なんですか、ふるさとジャパンですか、商工会。みえ熊野古道 JAPAN ですね。その指定管理者にしたけど、その中ですね、私は以前ちょっと質問したのは、これを制定して指定管理者にするために、町としては何も、いろんな条件等付けて、その社団法人を設立させたということはないかということをお聞きしてきていたわけなんです。

ということは、これはもう総会においても、商工会のお金の3,500万円を流用して1つの社団法人をつくっておる。別にそこまで入れなくても500万円でも100万円でもできるわけですよ、ね。そういう中からその定款においては責任範囲も、これ商工会の部分だからあとで私は商工会でやりますけど、それにかかわっておってね、町からつくってくれとか、いろんなこと指導されたと、追及したときに、町からのいろんな指導の下でとか、その町の指導の中で、こういう条件を付けられたというようなことがあれば、町の責任になってくるから、私はここできちんとした答弁をもらっていきたいんです。

要は、定款に関しても責任範囲もない。なぜ3,500万円が必要だったのかね、計画的にも売上が1億7,000万、8,000万円から2億円、2億5,000万円となるけど、この売上の根拠がきちんと町としても指定管理者のというような計画が、果たしてそれは妥当なのかどうかということも検討したかということも、ここできちんとやってもらわなあかん、答弁をね。

それで、その中で、私はこれは内部、商工会の内部のことは私はまた別にやります。総会もまた開かずつもりでおる、臨時総会も。この中にも理事が2人おるけどもやな、やっぱりそのこのところの町に、あとあと問題になったときに、町の指導があったとか、要望があったというような答弁が返ってこんようにしておきたいんで、ここで言質的にきちんとした答弁をいただいておりますので、よろしくお願ひします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

今の質問はね、条例の質問ですからね、あとで管理委託契約のところに出てくるんで、そこでしていただいたらどうですか。

東清剛議長

指定管理制度のほうの答えになりますね。

違う違う、これは設置条例なんです。もう別なところで。後のほうで。

6番 入江康仁議員

わかりました。

東清剛議長

だから、今回はよろしいですか。

6番 入江康仁議員

はい。

東清剛議長

設置についての質疑ありましたら。

それでは、ほかにございませんか。

3番 奥村仁君。

3番 奥村仁議員

第5条のところでお聞きします。

振興施設の利用時間を指定している条文なんですけども、午前8時から午後7時までということで書かれているんですけども、中では、町長が必要であると、認めるときはこれを変更することができるということも入っているんですけども、その時間、8時から午後7時までというふうに指定をした経緯を聞かせていただきたい。

東清剛議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。ここに記載の午前8時から7時までにつきましては、今回、商工会が立ち上げました一般社団法人みえ熊野古道 J A P A Nさんと、指定管理の候補者として、今回議案をあげるにあたって、さまざまな議論をさせていただきました。

その中で、最大ですが、今のところ、今のところという言葉がございましたが、午前8時から午後7時までを最大として考えていると、ただ、冬とか夏とかいろいろ変わるので、その部分についてはその都度協議をさせていただきたいというお話もございまして、現在の考えられる最大の時間をとりあえずここへあげさせていただいて、町長が必要と認める場合はという一目を置かせていただきました。以上でございます。

東清剛議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

夏場とか冬場とかで時間を柔軟に変えていくということだと思うんですけども、地域を振興していくというか、紀北町へ入ってきていただいて、ここで時間をとっていただくための施設というところなんで、どこへ行ってもですね、こういう施設が早めに終了、事業を終了しておるようであれば、ご飯を食べたりいろんなことに利用するところを、違うところに考えてしまうようなところもあるのかなというふうに思いますんで、経営していく側のこともあるのかなとは思いますが、なるべくですね、夜少しでも遅くまでの営業があると、いろんな地域振興につながるのではないかなと思って、質問させていただきました。

柔軟に変更していただいて、8時なり9時なりということもできるということであるのなら、そうしていただきたいと思います。

東清剛議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

ありがとうございます。今後、さまざまな細部の協議も進めなければならない部分がございます。その中で、議員からもこういうお話もあったということも、その議題として話し合いをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

東清剛議長

ほかに、質疑される方。

1 番 大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

この4条ですけれども、町長が臨時に休館することができるという点ですけれども、どういう方法で、またSNSとか使って、どういう方法で、これを急きょ、連絡する方法とるのでしょうか、ちょっとお聞きします。

東清剛議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

第4条の休館日でございますが、基本的な部分がございます、まず、国土交通省が整備をさせていただいております、あの全体のこともございます。それらにつきましても、国土交通省のほうから、例えばあそこを使わなくなるとかいう場合もございますので、発信もさせていただく予定はしてございます。

そのほか、今、私どもで考えられる最大のことということで、ホームページ等も含めてやらせていただきますが、急きょが多いと思います。この部分については急きょという部分が多いと思いますので、その部分につきましては、あの休憩施設に入る車両等の制限等もかかわってくると思いますので、随時、急きょ、そういうことができたときには国土交通省、並びに一般社団法人の今回候補者とあがっております指定管理者とも相談をさせていただいて、できるだけ的手段を使ってPRというか、広報をしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

東清剛議長

よろしいですか。ほかにございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

東清剛議長

次に、日程第5 議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

8番 入江康仁君。

8番 入江康仁議員

これもですね、法律、上位法律の改正に伴ってということで、附則で経過措置ということなんですけど、そこをもう一度。

東清剛議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

入江議員おっしゃるとおりですね、全く同じ考え方でございます。その法律改正によりまして、教育委員長が一律に教育委員というふうに、任期が終了すればですね、なりますんで、そういった改正ございまして、経過措置として今の教育長の任期が終了して、同時に教育委員長がなくなるときまでは、経過措置として同じような格好で旧条例が適用されるということでございます。

東清剛議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

それで、全体的に今回の条例についての改正部分ですね、改正または新設されたのはあったけど、先ほど子ども支援法に対しては。もう大抵はこの上位法令、上位法令に伴うことによる変更であるということですね。

だから、紀北町の条例の体系というのは、憲法があつて、法律があつて、県条例、市町村条例という形の中で制定されてきたと、紀北町条例の上には必ず上位法令があると、関連法令があるということの解釈でいいですか、この紀北町の条例の基は。

東清剛議長

下田副町長。

下田二一副町長

確かに、法が上位にある場合もございますけれども、町単独で定める条例もございます

し、それから県条例とは別に上下関係はございませんので、ちょっと若干違うところもございませう。

県条例と内容をこう調節と言いますか、そういう部分はございますけれども、上下関係というわけではございませんので、よろしく申し上げます。

東清剛議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

私の考えはちょっと間違っておったら、ちょっと指摘してほしいんですけど、県条例があつての、やはり県条例そのものは法律に伴って県条例をつくっていますよね。その中で、法律の範囲内で条例、法律、条例はできるという大原則がありますよね、地方自治法の中で。法律、法令を現在の法律を上回る法律は無効であるという大原則があるけど、その中で、その法律によって三重県条例ができています。ただ、法律以外の上乗せ条例ができるのは、私は県条例だと思っているんです。県条例でしかできない、これは、私は断言できる。それは三重県が一番先に示した四日市公害は、まさしくその条例ですよ。これは国で定めた法律よか規準は、皆、厳しいものつくっておる。それが大原則ではないんですか。

ということは、これら、今の副町長言うのは、私は、この縦割りを説明しておるだけであつて、今の副町長の説明では、法律に伴い町条例も改正するという事は理屈に通らんようになりますよ。そんなら町条例の法律、単独の町条例は何があるんですか、この全体の条例の中で。県条例にも抵触せん、独自の紀北町の条例ですね。どんだけあるかちょっと抜粋してくれませんか、この条例の中で。教えてください、ちょっと。

私は先ほどから言っておるように、法律の範囲内、また県条例の上位条例の、私は県条例も上位条例だと思つてます。その範囲内で皆つくられておると思つておつたから、今のちょっと答弁はどうかなというところがあります。

東清剛議長

下田副町長。

下田二一副町長

例えば、先ほどの議案の3号であげさせていただきました地域振興施設の条例というのは、地方自治法の規定に基づきまして、町のほうで独自に定めておりますので、特に県とは関係ない。例えばそういうものがございませう。

東清剛議長

最後です。入江議員。

8番 入江康仁議員

これは紀北町しかない施設を、紀北町が独断でつくったことに関しては、これは管理は必要とします。これは三重県も口出しできん。そういうもんはわかっておるけど、大体の大きなその制定する流れですね、流れを私は言っておる。三重県には三重県しかないこともあるし、ただ、法律から県条例へ行ったときには、地方のいろんな事情は三重県は皆把握してとるわけです。そのために、地城市町村からのいろんなものが、要望があれば、この地域はこうだと、いろんなことの。

だから、1つの形の中で、県にいろいろな申請許可するときに、事前協議というのはまさしくそうでしょう。市町村に対して、あんたらここにネット被っておるとこないか、指定しておるいろんなものがないか、県条例以外に、あんたどこ独自でつくっておるものはないかということ、一番聞くわけやないかな。そうでしょう。それが事前協議なんですよ。

だから、法律に基づいて事前協議というのは、どういう、知事の権限の私は言いたいのは、許可権でも、市町村、地域で出てきたものは地域からあがったら、その管轄する県の首長が受け付けになります。ここら辺では尾鷲、紀北町は尾鷲の庁舎が窓口になるでしょう。関係のいろんな県の土木の仕事とか申請とか許可とか、知事の許可に関しては窓口は尾鷲なんでしょう。その中で、いろいろな審査するときには、県としても把握してないところがあるから、必ず事前協議というのを、地域の実情を確かめるわけじゃないんですか。そういう仕組みになっておると思うんで、そこまでは突っ込んでもええけど、私はただ町民が、皆さんにわかっていたきたい。執行部の考えがね、法律、紀北町条例は何を基につくっているんだという根拠さえわかったらいいんです。

だから、今言うておるように、これ大半は、副町長、法律に伴うというのが全体のあれじゃないですか、ここで。ここの中で新設は子育て支援に対するのが、今回4月1日から施行されるんで、それに伴うと、今、担当課長が説明あったけど、ほかに新設された条例、今回の中でありますか。あとは法律に伴う改正じゃないんですか、ちょっとそのところはどうか。

東清剛議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

お答えいたします。今回の議案にあがっている中で、議案第1号、2号、3号までが制定ですんで、新設といえば新設でございます。1号、2号、3号が新設で制定するという事なんで、制定するほうから議案の番号をつくっておりますんで。

それで、4号以降からは一部改正の議案になっております。理由は別として新設というのは、これは別個につくらないかんとということになりましたんで、つくらせてもらうということなんです。1号はね、議案第1号は。理由ですんで、その改正があったもので、新しく制定する。ほとんど同内容なんですけど、タイトルも変えまして制定する必要があるということなんです。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

東清剛議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

小さなね、ただ単なる小さな問題やったらええけど、この条例改正とか条例というのは、私、前から言うておるように、紀北町町民に関する大きな法律ですから、町の。だからそれに対しての制定、また改正、いろんなことはどういような審議のうでやっておるのかなということ、やっぱりこれ議会に対して発信して伝えやなさ、この、日本はそうでしょう。法治国家であるって。憲法があるから皆それに従って秩序守られておるんでしょう。まさしくこの紀北町条例は、このことによって紀北町民が皆守られておるわけですからさ。だから一番根源ですから、だからいかに大事なものであるかということ、やっぱり認識してもらって、町民の方々にも考えもしてもらわなあかんと思うんさ。

そういうことで、えらいすみませんが、質問させていただきました。

東清剛議長

わかりました。今のことを求めて、最後執行部、整理した答えしてください。

下田副町長。

下田二一副町長

ちょっと整理をさせていただきますと、条例を新しくつくる、制定する場合と、それからあるものを一部改正する場合とございます。で、さっきお答えしましたように、議案の1号から3号というのは新しくつくる場合とございます。で、そのつくる時の理由でございますけれども、上位にある法律が新しくできたから条例をつくるという場合と、上位にある法律の内容が変わったので、それに伴って新しくつくるという場合とございまして、

1号の場合はですね、新しくつくるんですが、その基になる法律がもともとあったんですけども、変わったということによって、新しく条例をつくると。

それから、2号につきましては、これも新しく条例をつくらさせていただくんですけども、これは基になる法律が新しくできたということで、それが理由でつくらさせていただくということ。ちょっとそういうふうになっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

議長、今の説明やったらさ、これ議長わかる、これ。新設と法律の一部改正に伴いということと、その改正に伴って新設どうのこうのというのは、この文言だけではわからんよ、我々には。違います。議長、あんたこれわかる。

東清剛議長

私は理解しておる部分があります。

8番 入江康仁議員

あんたはもう打ち合わせの中であるやろけど。

東清剛議長

打ち合わせしておりません。

8番 入江康仁議員

そやけど、これでわかるんやったら議長大したもんやで、法律の一部改正に伴って、ここに書いておってですよ。新設というのはこれ私、これで理解せえというのやったら、我々わからんもんは町民もわからんですよ。

東清剛議長

今、ちょっと議事進行ですので、私のあれとしたら、法律が一部改正されたんで、新しく法律をつくって、条例をつくって対応しなきゃいけないという部分があるもんですから、それが新設だという説明だと私は理解しております。

そういうことでよろしく、ご理解ください。

では、質疑を。

6番 瀧本議員。

6番 瀧本攻議員

第2条のね、教育委員会の使命が非常に重大になってきたわけですね。いろんないじめだとか、特に数年前の滋賀県の大津の事件だとか、最近でもありますね。その中で、第2条はですね、教育委員会のいわゆる報酬が非常に低いんですわ。これ市と比べたら格段に低いですね。これは結局、法律はこうなっておるんですか、それとも町条例でこの2条だけは決めておるんですか。

こういうね、教育委員長がですね、年間18万円ですわ、委員が12万円ですわ、本当にその、いわゆるこの複雑な社会をですね、子どもたちを育てるという点ではですね、非常に難しいと思うんです。だから、その辺はどういうふうに考えられておるか。隣町もほとんど、町村はこれぐらいの金額ですけども、市となるとですね、70万円とか80万円という金額がついてますね。それについてどういうふうに考えられておるかということが1点と。

もう1点は、これは上位条例じゃないですね、これは。町条例に入っておるわけですね。町条例が入って、この金額を決めているわけでしょう。この2点についてのご答弁をお願いいたします。

東清剛議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

わかる部分だけお答えさせてもらうんですが、この報酬につきましては、紀北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例ということで、この委員さんだけじゃなくて、いろんな条例委員さんを定めさせてもらっております。町独自で定めておるということが、まず1つございます。

あと、その金額がですね、低い、もっと上げるべき云々というのは、ちょっと私のほうからはお答えづらいところがございます。法律で決められておることではないと思うんですが、瀧本議員さんでは、もっと上げるべきだというお考えやということですね。

東清剛議長

ほかに、補足で答えることはまだありますか。

下田副町長。

下田二一副町長

議員、ご指摘の点はよく理解できますので、この報酬額を決めるにあたっては、どうい

う活動をされているか、それが報酬額と合っているかという観点で見直していかないといけないと思いますので、今後、検討させていただきたいと思います。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

報酬規定のね、町の例規集ありますね。あれにはこう載ってます。新たに載ってきたんで、僕は前からね、前の教育委員長のときから非常に安いなど、この複雑な社会になってきてですね、教育委員会の仕事ですね、非常に多岐にわたってきておるとなった場合にはやはり報酬上げないとしっかりした仕事ができんじゃないかと思いますので、その辺をお答えは要りませんが、ご要望しておきます。

東清剛議長

質疑ですので。

尾上町長。

尾上壽一町長

瀧本議員、おっしゃることもよくわかりますので、今後ですね、教育委員の皆様方とも、その業務内容、そういうお仕事内容とかですね、その月に何回出ていただくか、そういったことも十分検討したうえでですね、また今後、その意見を大事にしてですね、今後の検討課題とさせていただきたいと、そのように思います。

東清剛議長

ほかに、ございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

それでは、質疑を終わります。

日程第6

東清剛議長

次に、日程第6 議案第5号 行政不服審査法の全部改正による関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

質疑を許します。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

先ほどから話題になっておりますが、これも国が50年ぶりに行政不服審査法を変えたということですが、50年ぶりに変わった主な要点はどういうことでしょうか、お願いいたします。

東清剛議長

総務課長。

堀秀俊総務課長

簡単にポイントだけを申し上げますと、審理員による審査の手続きとかですね、第三者機関への諮問手続きを導入したということが1点です。

それから、不服申立手続きを審査請求に一元化したということと。

審査請求できる期間を60日から3カ月に延長したと、その点が主な改正点でございます。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

この不服審査の申し立てはですね、行政に対して納得がいかない場合に、それをすることによって、行政の改善へつながるといふ、良い部分もあったと思うんですが、先ほどの説明の中で、2番目に、今までの異議申立をなくして、審査請求に変わるということで、その自分の申し立てた人が自分の意見を言ったり、検証することもできなくなって、その申し出の人に対して不利になるような法律になるのではないかということが、国会でも話題になっていたと思うんですけれども、そのことについて、この条例ではどのように判断されているか、お願いします。

東清剛議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

すみません。あくまでもですね、行政不服審査法というのが法律でありまして、に基づくものでありまして、今回の町条例の改正につきましては、その改正がありまして全部改正ですんで、法律の番号とかそういったものが変わるということございまして、法の中のことですんで、条例そのものはそういったことを規定した条例というのは、行政不服審

査条例とかいうものはございませんので、国の法律に基づくということでございます。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

今の説明ですとですね、その条例は昭和37年から、平成26年に文字だけ変わったただけだから、そんなに影響はないということですけど、この法令改正によって中身が随分変わるんだから、やっぱりこれによって町民の人が不服申し立てをするとき、不利なような条件になるのではないかなという危惧があるんですけれども、どうでしょうか。

東清剛議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

すみません。条例そのものではございません。法律に基づいて申し立てと言いますか、請求手続きをするということなんですが、逆にですね、審理員による審査手続きと申しまして、これまでですと、行政庁のですね、関係のあるところでこうそういう申し出があったときに、審査をするということだったんですが、行政庁の中でもですね、審理員と言いまして、別個に、分野の別個なところで審理を第三者的にするということですか、それからなおかつ、その行政庁じゃない第三者機関のほうで、それについて審理するということに変わっておりますので、不利になるということではないと把握しております。

東清剛議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

今の関連やけど、今、法律の改正ということやったんでね。だから、そんならこの不服申し立てをするときには、法律やったら国へ向いて申し立てせえということ、法律に則って申請せえというのやったら。そのために条例は紀北町であるんでしょう、違うの。国へ向いてするということ。

東清剛議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

ちょっと言葉足らずだったと思います。

そういう意味じゃなくって、根拠となるのは町条例じゃなくて、法律やという意味で、

そういう申し立てについては行政機関へ出してもらおうということになります。はい。

東清剛議長

補足説明もう少ししてください。もじょもじょしておる。

下田副町長。

下田二一副町長

不服があるときの、例えばやり方ですとか、書式とか書面とか、そういうものが条例じゃなくて、法で決められています。で、それに基づいてやっていただくわけなんで、その基になる法律が変わりましたので、その法律の番号というのを換えさせていただきました。

だから、手続きそのものは条例では、全然、決めていませんので、法のほうで全部決められていますので、ということでございます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ね、ここ見ていただいたらわかるように、先ほどの議案なんですけど、第5号のところですね。それで訂正文、新旧のやつありますよね。その中で、給与に関する固定資産評価委員会条例、それから情報公開条例、それから保護条例、この4つの部分で法律の名前とか番号が変わったんで、それを転記したというだけの話なんで、基になる根拠法令はその法令でいろいろやっていく、それで我々としてはこの4つの中の条文のところ、言葉が変わったんですよというだけなんです。

東清剛議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

それなら、おかしな。そやけどさ、不服審査申し込むのにさ、窓口はそんならこの窓口が1点、どこへしたらええんか、どこへ。

東清剛議長

まとめてしてくださいよ。それだけで回数ですんで。

そろそろまとめてくださいよ。

8番 入江康仁議員

その窓口というのは法律やったら、だけど法律があってそれに伴って条例つくっておるんでしょう。そんなら、そこのとこなん、わかりやすく1つ。

そんなら1つ、例を出そう。紀北町情報公開条例と、これに関してはどこへ向いて、国へ向いていくんですか、不服があれば。いやさ、その法律はわかるんさ、法律に伴ってこれもつくっておるんでしょ。だから、私はさっきから言うた法体系というのは、そこを言うておるわけやから。あんたらそれを法律は法律の中で、また町条例は町条例で別にあるよとかさ、いろんな理屈あつてごっちゃになつてもうた。要はこの1つの基本として条例つくるときには上位条例、上位法令、憲法がついて体系なんでしょう、それに伴つてつくる法律に体系というのは。それが基本の体系なんでしょう。

だから、今、言ったように紀北町の情報公開をするのに、法律やもんでというたら、法律やったら国のどこへ向いて申請するんかって、今の説明はそういうようにとってしまうやないかな。違うの、ちょっとそこわかりやすく、町民にわかりやすく。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的には条例に基づくんですよ。ここの場合ですね、一番最初の関係条例の整理に関する条例という一番最初の文言ありますよね。条例の中にある文言が法律変わったんで、その文言が変わりましたよというだけの話なんです。そうそう、その名前が変わったんで、名前変わった。

法体系の問題と、今回の場合は違うんです。そやでこれはですね、基本的に条例の中の文言が、法律が、変わった。法律の名前、例えば、変わったのと違う名前のまんま置いておくわけにいかんじゃないですか。AというのをBに変わって、Bにね、変えないとAのままやとおかしいじゃないですか。それだけの話です、これは。この条例は。

8番 入江康仁議員

私の質問はちゃんとつながってくるんで、そこできちんと答えてもうたらええです。

東清剛議長

ほかに、質疑される方ありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

質疑を終わります。

日程第7

東清剛議長

次に、日程第7 議案第6号 紀北町行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方は、8番 入江康仁君。

8番 入江康仁議員

ここなんですよね。この行政手続法というのは、まさしくこれ行政に関する、公務員に対するいろんな制約のあったこの行政手続法ですよね。この中で1点あれします。

この法律の目的、法律のほうのね、目的等、この法律は処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第46条において同じ。）の向上を図り、もって国民の権利、利益の保護に資することを目的とすると、これは目的ですね。

その中で、この紀伊長島町の行政手続法の目的等は、国民を町民の権利、利益の保護に資することを目的とすると、ここだけ変わっておるだけですね。大半の文言は、これ本町におけるとか、そういうところの紀北町のためを改正しておるだけであって、ほぼ同じ目的でいいと思いますんですけども、それが1点。それで良いのかということやね。

それで、そのためにはですね、今回のこの説明を受けたですね、一番のこれは、言うたら、この町はさ、もう先ほど、町長、初日にいろいろ報告していただいたけど、裁判も4つ抱えておった。その中で、訴えられても町長の弁護士費用とか裁判費用認められないのもこの中に1件ある。あった。その、し尿の問題では、裁量権の問題のいろいろなものの中での、これも議会もおかしい。こんなもの訴えられておる町長の弁護するんじゃなくて、予算まで認めん。それで違う今度は中学校の公金支出に対しては認めておる。もう1つ大きな裁判も、これ認めておる。で、もう1つあったな、1つ、小さいの。それも認めておる。

こういうようなやっぱりおかしいことがあるからね、この町もおかしいんですよ、議会も。やっぱり法律に則って、法律の中でやる行政というのは、法を守り、法を的確に執行していくのが、これが行政の努めやと思う。そのために、この行政手続法が新たにできた

んです。平成5年です、これ。しかし、これが総務課長、1点聞きたいのは、そのさっきのと、いつ制定されたかというのは、これ17年ここに載っておるのは、17年10月11日、これが施行した日で良いんですかということが1点ね。

なぜ、その、この17年まで、平成5年にしておる行政手続法は、他市町村、また全国的な市町村が皆つくっておる県条例にしたって、なぜ紀北町だけが17年までできなかったのかということが1点。

そして、いろんな問題になるのは一番不利益処分になるのは規準ですよ、規準。この規準と、この条例をつくる時には紀北町の条例の整合性をきちんとしたうえの、中の条例でなけりゃあかんわけです。その整合性が欠けておるわけですね、この。1つ、水道水源保護条例というのは。これは町長、総務課長も勘違いしてもうたら困るけど、これは裁判とは関係ないよ。その水道水源保護条例との整合性は欠けておる。そのためにこういうようないろんな問題が起って、迷惑するのは町民です。莫大なお金を、約1億円近くの金を使っておる。

そのためには、この行政手続法しっかり守っておったら、そんなようなもんは起こらない。だからこの審査規準というのは、どういうようにして規準を決められるのか。今度はここにまさしく今回の改正点にも書いてあるように審査規準を決めて公にしていかなければならない。公にしとったら問題起こらないわけですよ、はっきり言って。そうでしょう。その規準をどのように水道水源保護条例の水道の限定を促すなどというて、これ最高裁から指摘されておる。当然、これはつくったときの議員もおるけど、率先してつくらなあかんのや。つくった本人らはな、知らん顔しておって、何も、とぼけたような顔しておる。責任も感じておらんよ、これへ金使ったことの。1つの弁解もない。これはまさしくその行政手続法そのものは公務員の資質を質すのと、規律をきちんと、この規準も不利益規準も決まっておれば、何も問題起こすこともないわけですよ。

だから、その審査規準はどのようにできるのかと、処分の規準、不利益処分とする場合のことで、等のことはね、どのように守られておるかということの、この行政手続法に関しての今回改正に伴うことですから、だから、さっき言うた3点をちょっと明確に答えていただけますか。

東清剛議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

すみません。まずですね、行政手続法は議員言われたようにですね、どんなものかというですね、許可やとか認可、免許等の申請に対して、それを認めたり拒否したりする処分の手続というのがですね。それから許可を取り消したり、一定期間の営業停止を命じたりする不利益処分の手続きやとか行政指導の手続き、それをどうしますと。個々のですね、いろんなあれで条例とか、またあるんですけども、この手続法というのは、それを総称するような形でつくられておると思うんです。その規準やなんかというのは、それぞれのまた条例とか規則に入っていると思うんですが、この手続条例というのは、それらを包括するような条例やと、その手続きについて定められておるといことですよ、はい。

それでですね、まず、施行のほうは17年10月11日ですね。なぜ遅かったのかという部分につきましては、ちょっと私もわかりませんが、この日は合併ですけど、合併に合わせて施行したということだと思います、はい。議員言われるのもっと。国のほうとしては、条例定めるように努めるべきやということがありましたんですが、結果的に紀北町としては合併と同時に制定したということでもあります。

それから、議員言われるように、今、この条例の中でですね、それぞれの審査規準やとか処分規準やとか、それを定めるように努めることということになっておりまして、で、それぞれのいろんな許認可の分野があろうかと思うんですが、それらについて定めたものにつきましては、ファイルといいますか、まとめましてですね、国法が変わったり、国のその条件ですとか、条例に関するその規準とかをまとめまして、見ていただけるというふうには、今やっております。

ただ、水源保護条例の水道水源保護条例の見解につきましてはですね、いろいろあろうと思うんですが、今の事務の対応としましては、そういった格好でやらせてもらっております。私からは以上です。

東清剛議長

8番 入江康仁君。

8番 入江康仁議員

あのさ、そしたら先ほど総務課長が、この行政手続法というのは、紀北町、私がいうた条例の整合性の中で設立せないかんですよね。だから、あんた総括するもんやというんやったら、はっきり言うたら水道水源そのものが、これに則った、つくるときにですよ、そなんやったら、この法律に則ってつくっておるんやったら、その行政手続法は5年ですから、できたのは。もう他市町村も皆つくっておるんだから、1年後には。そうでしょ

う。

それで、その中でね、規準を決めなさいということになっておるわけですから、違う。他市町村は確か1年、2年、3年ぐらいでできておるんじゃないですか、総務課長。できておるんじゃないかなと思うんですよ。そのとこちょっとあれしてください。そこに対してね、その1つははっきり言って、この敷地単位の水収支法という中ですね、水道行政やするための水道法の大きな目的は水量の水質と量です。この量は敷地単位の水収支法によって、数値を認められるか。だから、上水道、簡易水源地の申請は県に出して市町村はもらいますよね。市町村によって。それで、それを紀北町がきちんと今までも何回も定立した意見できちんとしておるのは敷地単位やと、地下水、だから地下水調査の水量も、そして水の綺麗な水質、水道法に載っておるのはこの2つですわ。

これが、その申請書の数値をその方法によって埋められるかということ1点です。

それで、現実に此ヶ野簡易水道水源地の申請書とね、紀伊長島区の上水道水源地事業の、言うたら添付図書に対しての県の申請書ですね、その敷地単位でやったということの証明が、きちんとできているかというところ、ちょっとお答え願いたい。

東清剛議長

お答えをまとめるため、ここで暫時休憩させていただきます。

時間は55分まで。

(午前 10時 40分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 55分)

東清剛議長

先ほどの答弁をお願いします。

下田副町長。

下田二一副町長

議員のご心配されることはよくわかりましたので、今後、私どもの条例の運用ですとか、個々の条例の運用ですとか、許認可事務等につきましては、住民の方にしっかり説明責任を果たしていけるように頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

東清剛議長

8番 入江康仁君。

8番 入江康仁議員

今、副町長の答弁いただいて、いろいろな不満なところも多々あるけど、今回ね、1つだけ要望しておきたいのは、水道行政においてね、いろんな大きな問題があったから、水道保護条例に対するいろんな基準値に対しては、この行政手続法に則ってですね、きちんと改めるところは改めて、新設するときは新設するなり、新しい文言を、しっかりとしたその中で、紀北町民の中で、紀北町の中でいろいろなこれからの町民との争いのないような、しっかりした条例をね、確立して行ってほしいことを要望して、この件はこれで終わらせていただきます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員おっしゃったことはですね、十分念頭において、今後の運営等についてはしっかりと頑張っていきたいと思っております。はい。

東清剛議長

ほかに、質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

質疑を終了いたします。

日程第8

東清剛議長

次に、日程第8 議案第7号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

2番 原隆伸君。

2番 原隆伸議員

11条の一の申請又は同一の申請からされたとなっておりますけども、一の申請、または同一の申請からされた相互という、私これ9条をそのまま使っているんじゃないかと思うんですけども、ここは。

東清剛議長

37ページの9条ですか。

2番 原隆伸議員

28ページの第11条。

東清剛議長

今、7号の質疑をやっています。

2番 原隆伸議員

今、紀北町行政手続条例ですね。

東清剛議長

それは終わりました。今、議案第7号です。

ほかに、質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第9

東清剛議長

次に、日程第9 議案第8号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

12月に続いて、人事院勧告に伴い地域手当とか、そういうことに関してまた職員の給料は見直されるということですが、人事院勧告は1回しか出されていないと思うんですが、12月と、また今回、別にこういうふうに出さなければならなかったのは、どういう理由でしょうか。

東清剛議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

お答えします。人事院勧告は26年の夏ですね。勧告がありましてですね、その中には、冒頭の説明でも私言いましたように、2つの柱がありまして、12月議会に7年ぶりにこうアップ、手当とか給料表がアップしたというところにつきましては、12月にのせていただいたんですが、今度はダウンということになります。それでやっぱり職員組合等との話し合いとか、そういったものも含めてですね、それと施行日もですね、12月にしたときには遡って26年度についてのことでして、今回、上程させてもらうのは27年4月1日からの施行になるということで、そういった部分でも施行日も違っておりましたので、一度に上程させていただきますと、非常に混乱するところもあると思ひまして、今回の3月議会に上程させていただいたと、そういうような理由でございます。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

今回の部分が27年度から実施されるということですがけれども、12月の議会の条例の改正の中でも55歳以上ですか、かなりの年齢の高い方が下げられ、また今回、これも下げられるわけですね。で、今回は地域手当、地域の格差をなくすると言われておりますけれども、この地方にとっての職員さん、また上がって、下がってということに、全部の若い方にもこれが適用されるのかどうか。そして労働組合との話し合いもされて、人事院勧告を守るということになったが、片方を守って、これを反対するとか、そういうことはできな

かったのかどうか、お伺いします。

東清剛議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

給料表につきましてはですね、やはり1級、2級とか、そういったところについては下がってないところもございます。3級以上の高位5級と言いまして、1級からこう何十とこうあるんですが、上がっていく高いところにつきましては、下がっているということなんです、比較的やはりその世代間の格差を是正するという意味から、55歳以上のところというのは下がっていると。

それで、そういったのを調整するということと、議員先ほど言われましたようにですね、地域間の給与の水準を是正するといいますか、都市部であれば物価も高い。民間の給与も高い。ですけど、我々の地方にきますと、民間の給与もそんな高い水準じゃないやろということで、一旦、トータルでは総合的に見直すにつきまして、給与は一旦下げて、そのあとその地域間格差の中を是正するために、地域手当とかそういったものでカバーすると、均衡をとるということなんです、おっしゃられたように、今、地域手当云々というのは当町にとってはですね、職員にとっては今のところ対象者はいないということなんです。はい。

そんなようなことでよろしいでしょうか。

東清剛議長

ほかに、ございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

質疑を終わります。

日程第10

東清剛議長

次に、日程第10 議案第9号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

質疑なしと認めます。

日程第11

東清剛議長

次に、日程第11 議案第10号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

質疑を終了いたします。

日程第12

東清剛議長

次に、日程第12 議案第11号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

質疑を終わります。

日程第13

東清剛議長

次に、日程第13 議案第12号 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

質疑を終わります。

日程第14

東清剛議長

次に、日程第14 議案第13号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

質疑を終わります。

日程第15

東清剛議長

次に、日程第15 議案第14号 紀北町保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

質疑を終わります。

日程第16

東清剛議長

次に、日程第16 議案第15号 紀北町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

11番 奥村武生君。

11番 奥村武生議員

すみません。102ページですね、もう一度ちょっと、紀北町立幼稚園ただの幼稚園を設置する、その紀北町幼稚園に変えた理由をもう一度ちょっとお聞かせいただけませんか。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

こちら幼稚園という表現を、紀北町立幼稚園という表現に変更させていただいたというところでございます。

11番 奥村武生議員

いやいや理由。

東清剛議長

変更した理由だそうです。

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

こちらは大もとの条例名も紀北町立幼稚園設置条例となっておりますので、こちら幼稚園という名称を紀北町立を付けさせていただいております。以上です。

東清剛議長

よろしいですか、奥村武生君。

11番 奥村武生議員

今の回答では、紀北町立幼稚園設置条例、これだけ読むとさね、結局、この条例が適用されるのはその町立だけであって、私立は関係ないというふうになるんじゃないかということ、ちょっと感じたもんですから、そういうことじゃないんですか。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

民間幼稚園に関しましては、保育料のところに関係がございます。ここの名称のところでは、紀北町立幼稚園、ふなつ幼稚園と紀伊長島幼稚園、その2つの園のことに関するものですので、こちらの表現を使わせていただいております。民間の私立幼稚園に関しましては、保育料の規則の中で保育料等が出てきます。以上です。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

子ども子育て支援法の改正の中で、うちには、紀北町には私立の幼稚園はないんですけど、その紀北町の幼稚園に在園する園児が、他の全国の市町村にある私立の幼稚園に行ったときの保育料も、こちらの第3条保育料で謳うという規定になってございますので、そちらの中では、私立幼稚園の保育料に関しても記載してございます。以上です。

東清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

そういうことか。そうするとあれですね、うちの町内では公立の幼稚園しかないということやもんで、こういう表現になっていったということなんですね。そこをきちっと言うてもらうと、初めからわかったんですよ。そこから入って行ってそういうふうに説明してもらわんと、突然の質問でわからなかったと思うんですけども、大きいところから、大枠から入って行って説明してもらわんと、はい、わかりました。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

言葉足らずの表現で申し訳ございませんでした。

東清剛議長

ほかに、ございませんか。

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

第3条のところの下から3行目、ただし、保護者等が他市町村に居住しているときは、居住する市町村の定める額を保育料として納めるものとするところとあるんですけども、例えばお子さんが紀北町の幼稚園に通われていて、保護者が他市町にいるということですよ。

その保護者がいる他市町の幼稚園の保育料が、紀北町の設定より安かった場合ですよ。例えば今4,400円の保育料がそれよか安い場合でも、紀北町はその児童というか、園児を他市町の料金設定で受け入れるという解釈でよろしいんですか。

東清剛議長

安部教育長。

安部正美教育長

そのとおりでございます。その逆もありますけれども、そのとおりです。はい。

東清剛議長

1番 大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

4条の保育料、毎月5日までに納入しなければならないという、この保護者の方で、中途半端ですが、7日とかいう日にちというのは考えられないのかなという、そういうお話もありまして、この5日はどういう点で決められている日にちなんでしょうか。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

紀北町立幼稚園保育料徴収条例というのがございまして、そちらのほうでは保育料は、第3条で毎月5日までにこれを徴収するというふうになってございまして、従前から5日というふうな取り決めで運用してございます。以上です。

東清剛議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

もうこの5日で続けて徴収するというので、あとはもう変更するような考えはないということですか。

東清剛議長

安部教育長。

安部正美教育長

現在のところ、そういうような予定はございません。

東清剛議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

また、保護者のたくさんの意見があるようでしたら、また連絡させていただきまして、また考えていただきたいと思います。ありがとうございます。

東清剛議長

安部教育長。

安部正美教育長

また、そういうようなことがありましたら、こちらのほうへも連絡いただいて、それを参考にしてですね、改正も必要であるというふうになればですね、そういうような方向になるかなと思いますけど、とにかくそういう意見が大勢あるというのであれば、そういう方向にも考えなければいけないのかなと、そういうふうにも今思っております。以上でございます。

東清剛議長

ほかに、質疑される方。

6 番 瀧本攻君。

6 番 瀧本攻議員

徴収の点でちょっと気になりますね、5日までというのはね。だから4日、5日が土日の場合はどうするのかと。やはり一般社会ではですね、土日がかめば、その前になるのか。普通第二セクターでは6日になります。第一セクターでは土日がかめば金曜日になります。その点は明確にお答えいただきたい。また、徴収は前言っていたようなコンビニ等でも行えるのかどうかという点ですね。はっきりしないと具合悪いんじゃないんですか。

東清剛議長

安部教育長。

安部正美教育長

今のところ、そこまで考えてないんですけど、今ご指摘いただきましたので、そういうようなことについても、きちっと考えを持たなければいけないかなというふうに、今思っております。現在のところは、今のままでやらせていただくということでお願いしたいと思います。

東清剛議長

土日になった場合はどうしておるんやという話、現状のやつを答えてくださいよ。

安部教育長。

安部正美教育長

今のところですね、5日までに徴収するとありますので、土日にかかるのであれば、できたら前までですね、納めていただきたいと、しかし、いろんな先ほどもお答えしたんですけども、いろんな意見もあるかなと思いますので、そういうことがあるのであれば、このことについても、もう少し考え直さなければいけないかな、そういうふうに思います。以上でございます。

東清剛議長

現状はどうなっておるのですか、現状の話さ。しようという話じゃなしに。

安部教育長。

安部正美教育長

現状につきましては、特に幼稚園のほうからもそういう困ったとかいうような話もまだ、今伺っておりませんので、もう一度その点がどうなのかというのを、こっちのほうまた幼稚園のほうにも問い直してですね、調べたいと思います。

東清剛議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

今、瀧本議員の関連においてね、ちょっと確実に、教育長、ぱっぱっと言うてもろたら決まるあれで、要はね、この5日というのは納入期限を一応閉める基準ですよ、1つの。そして今、瀧本議員が言われた土日からんだときはどうするのかと、これが後なのか先なのか1点、現状はどうなっておるか。

それで、もう1つ大西瑞香さんが言うたですね、5日までに納めない、7日にできるか、

一応サラリーマンとしては給料体制の中でね、7日、そういうような人たちが5日までに納められんときは、相談に来ている方もあると思うんです。今の意見を聞いておるとね。そういうときはそういう対処も、一応この5日は基準であって、払う意思のある方々の話は聞いて臨機応変にしておんのかどうかと、そこをちょっと1点答えてください。

東清剛議長

安部教育長。

安部正美教育長

言葉足らずで申し訳ございませんでした。臨機応変には今やっておるつもりです。はい。

東清剛議長

4番 樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

すみません。教育民生関係のですね、委員の方が質問してみえるようなんですが、つっこんだ話は委員会のほうでお願いしたい。よろしく、議長お答えをお願いします。

東清剛議長

申し訳ない。質疑を許した私の責任でございます。

委員会の中で。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

8番 入江康仁議員

あのね、それさっき私言うたようにさ、これは別に四角四面の中での議会じゃないんだから、極力しなさいよと、公の場所で言わんならんこともあるわけです、はっきり言うて。そして答弁不足もあるんだから、それに対しての指摘が何もなかったら、うやむやになって、委員の中でね、見とる町民は委員会も放映するんやったらかまわんよ。かまわんけど、委員会は放映しないんでしょう。そんなんやったらああいうような指摘の中で、答弁ああしたけど、どうなっておるのかなという、これは全町民に伝えるべき議会の宿命です。使命です。

それで、答弁に対してもきちんとした、いろんな臨機応変なところがあるんだったら、やはりそれもきちんとして今質問に答えてなかったら、当然それやるべきですよ。私は当然、別にそんな四角四面な、ある程度のことは抑制しなさいよと、これはルールです。そやけど規則じゃない。これは議員間の中のあれや、そういうことのないような意見を言うこともおかしい。あまりにも込み入った中の細かいことまで言うのやったら、逆です。そこまで

行かないんやったら、ある程度、議員の発言の自由もあるんだから、そこは許してほしい
と思います。許すべきだと思います。

東清剛議長

議長として、よく意見もわかりますし、できるだけ控えていただくということと。

先ほどの場合ね、私もちょっと注意しましたけども、答弁不足があったように思います
んでね、そういう質疑があってもしかるべき。それでまた、この問題についてはやっぱり
委員長報告の中でね、はっきりしていただいたら良いかと思います。そういうことです。

よろしいですか、議事進行。

ほかに、質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

質疑を終わります。

日程第17

東清剛議長

それでは、日程第17 議案第16号 紀北町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

質疑を終わります。

日程第18

東清剛議長

次に、日程第18 議案第17号 紀北町保育の実施に関する条例を廃止する条例を議題と

いたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

質疑を終わります。

日程第19

東清剛議長

次に、日程第19 議案第18号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

質疑を終わります。

日程第20

東清剛議長

次に、日程第20 議案第19号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

質疑を終わります。

日程第21

東清剛議長

次に、日程第21 議案第20号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

6番 瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

満期になってですね、公募をやったんですか、どうかということですね。

できましたら、管理料がいくらになるかの答弁、予算書に載っておるとは思うんですけど。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

選定方法につきましてはですね、公募によらず、第5条第1項の規定に基づきまして、町が出資している法人ということですね、その規定に基づきまして指定をさせていただいております。

指定管理料につきましてはですね、交流ホール自体はですね、指定管理料としては支払ってはおりません。ですから0円ということで、現在、指定管理を行っております。以上でございます。

東清剛議長

ほかに、質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

日程第22

東清剛議長

次に、日程第22 議案第21号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

6番 瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

この1社のみだったということですけども、6名で審査したということなんですけども、6名で公表できるのであれば、6名のお名前を公表していただきたい。指定管理料はこれ一応2,500万円やったのかな、3,000万円かな。その辺のところと。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

まず、委員でございますが、海山区自治会連合会の会長でいらっしゃいます浅川研様、それから紀北町観光協会の事務局長、川合誠一様、それからみえ熊野古道商工会事務局長西村幸彦様、それから三重県観光国際局の観光政策課長山岡哲也様、東紀州地域振興公社事務局長の安藤様、それから紀北町の下田副町長の6名でございます。

それから、指定管理料でございますが、2,602万3,680円ということでございます。以上でございます。

東清剛議長

金額もう一度言ってください。

濱田多実博商工観光課長

2,602万3,680円でございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

1名、ちょっと聞き漏らしたんですけども、浅川さん、川合さん、山岡さん、安藤さん、下田さん、川合さんの下は、誰でしたか。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

みえ熊野古道商工会の事務局長西村幸彦様ですね。

東紀州地域振興公社、三重県の人です。

東清剛議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

今の審査員の中でね、これ観光協会のあれは事務局長になって川合君になっておるんだけど、この場合は会長はなぜ入らないんですか。そののところ、何かそこをちょっと。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

この審査につきましてはですね、キャンプ場の運営であること、あるいは管理ということですので、いわゆる事務方のほうがですね、内容等についてよく知っておられると。で、いろんな問い合わせ等もですね、事務局長受けておられますので、そういう意味からですね、事務方のほうで来ていただくということで、そういう考えで選ばせていただいております。以上でございます。

東清剛議長

ほかに、ございませんか。

(発言する者なし)

日程第23

東清剛議長

次に、日程第23 議案第22号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

質疑を終わります。

日程第24

東清剛議長

次に、日程第24 議案第23号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

質疑を終わります。

日程第25

東清剛議長

次に、日程第25 議案第24号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

8番 入江康仁君。

8番 入江康仁議員

先ほどはどうも、これに関連して失言しましたので、新たに質問させていただきます。

この指定管理者の事業、施設の管理者指定についてですね、みえ熊野古道 J A P A N の一応、社団法人設立に対しては、私いろいろ異議がございますんですけど、これは商工会内部のことなんで、要はそれに対してね、同じ質問の繰り返しになるけど、やはり町として、その商工会に対しての請負をやるべきことに対してね、このような社団法人をつくったら良いとか、そういうような、言うたら 3,500万円の流用ですよ、これはっきり言っ

て。その総会で決まったら良いというもんじゃない。その中でね、それで売上等に対してのいろんな説明もあった。これは当然、町も私、運営の中でね、関連しておるんじゃないかなと。

そのときの商工会内部のことは内部で私もそれで、自分なりの考えで、商工会と話したいと思う。そのときに、ただこれが町の行政の指導であって、指定管理を受けるためにこういうふうにしてくださいと言うておると、責任がこっちになるもので、そのことのないような私はことで、今、きちんと町政がどのようなかわりで指定管理者にしたのかと、要は熊野古道に関して 500万円でも良いわけなんさ、はっきり言うて。設立するだけのもんだったら。それでやっぱり運営の指針もいろんなことを聞いておるけど、それもあんたらが納得したのかと。議会においてもこんな何億円も売上できないだろうということは、議会においても当然議論になったことなんですね。

それで、1つの大きな問題は、この 3,500万円という大きな本体のあれを流用して、他団体に出していたということなんですね。そこに対しては、これ厳しく私もやっていきたいと思うんですけど、それに対しての町の考え方、どのような形の中で、進め方の中で、社団法人ができた中で指定管理者にするように進めてきたのかという、経緯等を含めてちょっと答弁をいただいたらと思います。

東清剛議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。

まず、商工会さんでございますが、この紀勢自動車道の地域振興施設の構想の段階、僕の記憶が正しければ、平成21年ぐらいからだと思いますが、いろいろとご助言をいただいたり、町のほうからいろいろお聞きに行ったことを覚えてございます。

その中で、昨年ですが、運営団体とかですね、管理の方法について、正式に町のほうから商工会さんに一度ご検討いただきたいと、どういう団体が良いのかと、どのような運営をしたら良いのかということ、ご検討いただけませんかということをお願いをさせていただきました。

その結果をもって、今回、その報告をいただいたわけなんですけども、その中でですね、社団法人のお話もいただきました。ただ、社団法人の設立につきましてはですね、町のほうから社団法人をつくってくださいとか、これが良いんじゃないかというような発言はい

たしておりません。ただ、商工会さんのほうの協議の中で、こういう話が出ているというのはお聞きしておりました。ただ、町のほうが誘導してつくっていただいたということはございません。まずございません。

それと、3,500万円の基金拠出でございますが、これにつきましても私どもは誘導とか、いくら出せとかそういうことは一切申しておりません。これも商工会さんのたくさんの協議の中で、決定されたものというふうにお聞きしてございます。

また、定款等の事業の中身でございますが、これにつきましても商工会さんのほうがですね、設立の手続の一環としてですね、公証人のほうに承認を受けてやっておるものがございます、町のほうで、この事業をみえ熊野古道 J A P A Nさんがやってくださいねという言葉は出してはございません。

以上、今、議員さんがおっしゃられたのにつきましてもはですね、私どももいろいろなお話はしてございます。してございますが、町のほうからこうしてくれ、ああしてくれというですね、特に社団の設立、基金の拠出、事業の中身ですね、それについてお願いしたということについては、ございません。以上でございます。

東清剛議長

8番 入江康仁君。

8番 入江康仁議員

今の質問に対して的確に答弁いただきましたので、あとは商工会内部のことなんで、これで質問を終わらせていただきます。

東清剛議長

ほかに、質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

質疑を終わります。

日程第26

東清剛議長

次に、日程第26 議案第25号 紀勢自動車道地域振興施設建設工事請負変更契約の締結

についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第27

東清剛議長

次に、日程第27 議案第26号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はありませんか。

3番 奥村仁君。

3番 奥村仁議員

以前から三浦、矢口漁港海岸の整備が進んでいるわけなんですけど、今回も予算の変更があるということで、県のほうから予算が付いてきた部分もあろうかと思うんですけど、その中で、矢口浦漁港海岸の整備についてなんですけども、現在のところは用地買収に関する事業が進められているというところではあるんですけども、以前から用地買収に関する事業が、どう考えても進んでいないというふうに思っております。

で、実際のところ進んでいない中で、三浦も進めていかなければならないのはよくわかります。

今回も矢口浦で使われなかった分に関しては、県、国に返すわけではなくって、三浦のほうに流用させていただきますという説明がありましたが、これは事業が進まなかったのか、進めなかったのかというところで質疑をさせていただきたいと思います。

東清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

確かに、議員ご指摘のですね、矢口漁港海岸の用地取得については、現在、鋭意努力はしておりますが、作業スケジュール的にですね、若干遅れ気味の面がございます。その理由といたしまして、建物補償等の補償費算出に若干、日数を要したと、そういった中で平成26年度予算の中で、この年度末までに移転補償等が可能な地権者の方々というのが少のうございました。土地だけの方、また早期にご契約いただける方について、平成26年度で取得を進めさせていただきました。

ただ、これからですね、建物補償額につきましても、算出が基本的に完了いたしましたので、平成27年度からですね、本格的にその用地交渉等の作業を進めていく予定でございますので、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

東清剛議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

今、答弁いただきましたが、建物がある部分について補償の立木だとかいろいろな木ですね、木の補償とかそういうものがある部分に関してのことを言われているんだと思うんですけども、実際には、やっぱりかかっているところが一番奥というか、須賀利側のほうから進んできているわけなんですけども、用地、畑しかないような部分というのが、一番奥から買収してこなければ進んでいけないというのが、現実にあると思うんですけども、その中で地権者の方も、うちは対応というか、買収の話があれば早急にというふうな話があるのに、町、県が来ていただくのが遅いというような話を耳にするところで、ここら辺に関してはですね、行っていないというような状況、交渉が進んでいないのは、そういう難しい部分もあるかと思うんですけども、実際には動けてない部分というのが、多いんじゃないかというふうに不安を抱えていますので、27年度はそういうことのないように進めていただきたいというふうに思うのと。

これが進んでいかないと、堤防を切つてある部分ですね、土のう積みしてある部分というのは、住民はかなり不安があると思うんです。これ次々進んでいかないと土のうも古くなってくる、そういうところも含めて、不安材料を27年はしっかりと考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

東清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

議員、ご指摘のですね、今言われた事項につきましては、確かにごもっともな話と私どもも認識しております。

ただ、各地権者さんにですね、回ってはおるんですけども、今までそういった補償金額等の具体的な提示もできなかったことからですね、なかなか行ったとしてもということもございまして、逆に地権者の皆さん方の中には、材料がないのに来てもうてもということも言われる方もおるのも事実でございます。ですので、これからですね、鋭意努力して、また用地交渉等に当たっていきたいというふうに考えてございます。

それと、現在、既設の堤防の取り壊している部分につきましてもですね、そういった中で、本来ですと、白越地区のほうの堤防工を進めていきたいということも、当然考えてございますので、今後の用地等もですね、取得状況等、考えましてですね、そういった事業についても進めていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

東清剛議長

ほかに、質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第28

東清剛議長

次に、日程第28 議案第27号 紀北町道の路線変更についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

日程第29

東清剛議長

次に、日程第29 議案第28号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

本件については、最初に5ページの繰越明許費から、歳入19ページまでの質疑を行い、歳出については20ページの議会費から32ページの衛生費までと、33ページの農林水産業費から60ページの給与費明細書まで、分割して質疑を行います。

それでは、5ページの繰越明許費から、19ページまでの歳入全体について質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

（ 発言する者なし ）

東清剛議長

質疑を終了いたします。

次に、歳出20ページの議会費から、32ページの衛生費までの質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

（ 発言する者なし ）

東清剛議長

以上で、議会費から衛生費までの質疑を終わります。

次に、歳出33ページの農林水産業費から60ページの給与費明細書までの質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

（ 発言する者なし ）

東清剛議長

以上で、農林水産業費から、給与費明細書までの質疑を終わります。

これで、議案第28号についての質疑を終了いたします。

日程第30

東清剛議長

次に、日程第30 議案第29号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第3号)を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

質疑を終わります。

日程第31

東清剛議長

次に、日程第31 議案第30号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第32

東清剛議長

次に、日程第32 議案第31号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

質疑を終わります。

日程第33

東清剛議長

次に、日程第33 議案第32号 平成26年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

（ 発言する者なし ）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第34

東清剛議長

次に、日程第34 議案第33号 平成27年度紀北町一般会計予算を議題といたします。

本件については、最初に8ページの債務負担行為、39ページまでの歳入についての質疑を行います。歳出については、40ページの議会費から69ページの民生費までと、70ページの衛生費から99ページの土木費まで、100ページの消防費から134ページの給与費明細書までに分割して質疑を行います。

それでは、8ページの債務負担行為から、39ページまでの歳入についての質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

14番 平野隆久君。

14番 平野隆久議員

まず、歳入についてなんですけども、19ページ、農林水産使用料で、説明で和具の浜海水浴場駐車場料金と、これは先ほど条例案のあれでもあったんですけども、500円の駐車場とシャワー代200円を合わせて700円を1,000円徴収するというところで、説明を受けた

んですけども、これについては手間のこともあってシャワー代をまとめて徴収したいという事なんです。

ただ、今回、実質的には300円の値上げということなんですけども、予算の計上については、昨年度163万円が計上されて、今回3割高になった部分が計上されておるということで理解しておるんですけども、これは値上げすることによって、その海水浴場に来られる方が減るということを危惧されなかったのか。そこら辺も議論があったうえで値上げに踏み切ったのか、その点についての説明を求めます。

それと、あともう1点、30ページの16款の寄附金のところのふるさと寄附金なんですけども、これは今回、以前に説明受けて、1万円の寄附の方に5,000円程度の、送料含めた5,000円程度のものを送るということなんですけども、これは世間的にはこういう風潮で、寄附をして何かをもらいたいという方も増えていることもあります。ただ、そういうことを求めるということで、今回こういうことで予算も計上されていると思うんですけども、600万円。今まででもそういうことも目的としていない方々もふるさと寄附されている方も現実的に、今までありましたけども、そこら辺、どういうふうな分け合いで、どういうふうにお礼をしていくのか、その点についての議論があったのかどうか。

基本的には1万円以上でも5,000円程度、10万円されても20万円されてもそういう規定ということで、お伺いしておるんですけども、今までの方に対してのどういうふうなお礼の仕方をやっていくかということについての議論は、どうなっているのか答弁を、2点についての答弁を求めます。

東清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

和具の浜の駐車場料金についてでございます。提案説明のときにもご説明申し上げましたとおり、シーズンが終わった時点で、管理をしていただいております島勝浦区との協議というか、反省会的なものをさせていただいております。そのシャワー料金についてですね、シャワー料金と駐車場料金のことにつきましては、数年前から島勝浦区のほうからもご意見をいただいております。

そして、そういった中でですね、ちょっと調査をしてみようということで、昨年1年ですね、島勝浦区の駐車場担当の方がですね、来場される利用者の方々に意見をお聞きして

いただいております。そうした中で、500円は安いんじゃないかと、1,000円でも十分、もう上等じゃないかということのご意見が多数であったと、多数というかほとんどであったというふうなご報告をいただいております。

そして、また近隣のですね、海水浴場におきましても調査させていただきましたところ、三木里海水浴場が駐車場料金が1,000円でございます。そして新鹿海水浴場につきましても駐車場料金が1,000円でございます。また、新鹿海水浴場につきましてはシャワー料金も有料というふうなこともございまして、今回、改正というふうなことをですね、踏み切りさせていただきたいということになった次第でございます。以上でございます。

東清剛議長

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

ふるさと寄附金の大口の関係のことでございますけれども、今まで毎年寄附いただいていた方、大口の寄附をいただいている方は、その特典あるなしに寄附をいただいております。今回、基本的には1万円寄附された方に対しては、1件当たりの特典を付けるということでございますが、大口の寄附をいただいた方につきましては、別途検討する必要があると考えております。

そして、他の市町村では四季の特典を送ったり、施設優待券等も同時に送ったりされておりますので、紀北町も同様に検討していく必要があると今、考えておりますので、よろしく申し上げます。

東清剛議長

14番 平野隆久君。

14番 平野隆久議員

1点目のね、和具の浜の件なんですけれども、せっかく綺麗なね、海岸ありますもんで、その減らないようにね、やっぱり考えていただきたいという、危惧しています。今、他市町の海水浴場もそれ相当の駐車場料金をとっておるということは理解できます。

ただ、ほかの、紀北町のほかの海水浴場ではですね、とってない部分ありますもんで、和具の浜へ、せっかく良い浜なんでね、そこに行かずに違うところへということがないように、やっぱりその和具の浜の魅力をまたもっとね、考えていただいてやっていただきたいと思っておりますので、こういう質問させていただきました。その点についての答弁と。

あと、ふるさと寄附金なんですけれども、これについても基本的に今までやられた方は、

物がどうのこうのという気持ちでやられてないということは、多分、僕らもよう理解できるんです。ただ、お礼にやっぱりこういうこと、ほかの方もしていくんで、失礼のないように気持ちに伝えてあげたいなという思いでしましたので、そのところは十分、今後とも検討していただきたいと思いますんで、その点についての答弁と、2点についての答弁を求めます。

東清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご指摘について、お答えさせていただきます。

確かに、来場者がですね、減少していくというようなことがないように、今後ともですね、島勝浦区の皆様方と、また意見交換等をしながら、より安全、より安心、また快適な海水浴場として運営できるように、努力していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

東清剛議長

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

特典につきましては、今後、十分検討して、紀北町の顔ということでございますので、それを特産品を生かした格好で進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

東清剛議長

ほかに、質疑される方はございませんか。

東清剛議長

6番 瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

19ページですね、商工使用料ですね、先ほど管理委託契約 2,600万円、ここで収入で 3,088万 5,000円になっております。これの勘定ですね、明細。多くなったらどうなるのか、少なくなったらどうなるのか。

それから、もう1点、古里もありますね。温泉使用料 2,374万 9,000円、これは収入で入ってます。これ支出はちょっと、できたらあとの答えになるんですけども、リンクしておるんで、その辺のところの数字についてお答えをいただきたいと思っております。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

まず、1点ですね。紀北町森林公園オートキャンプ場の施設使用料でございますが、収入としては3,088万5,000円ということであげております。これについてはですね、採算ラインを定めまして、採算ラインを超えた場合ですね、超えた部分についてはインセンティブということで、指定管理者の方に対して7割をお支払いすると、報償費としてお支払いするというふうな契約になってございまして、その目標、金額につきましては、昨年、消費税等の見直し等がございましたので、それも含め、今年度、指定管理料の見直しも行っております。

その内容はですね、賃金等の引き上げ、電気料金の引き上げ、ガス料金に引き上げ等がございましたので、その部分を加味しまして、昨年度は3,000万円ということでの設定でございましたけども、3,116万6,640円ということですね、それを超えた場合についてそれは適用されるということでございます。仮にこれを下回った場合については、逆にその7割について町のほうに入れていただくというふうなことでございます。

先ほど申しました3,000万円についてはですね、3,000万円にですね、消費税分を加えた額ということになりますので、消費税分が値上がりした分ですね、ということになりますので、正確には3,000万円ちょっと超える部分ですけども、ちょっと数字はごめんなさい、持ち合わせてございませんので、申し訳ございません。

それと、もう1点、古里温泉の経費ということでございます。古里温泉の経費につきましてはですね、全体で歳出が2,805万9,000円ということで見積もってございます。以上でございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

ちょっと課長ね、先ほど管理委託契約は2,600万円でしたね。紀北町オートキャンプ場、それを3,000何百万円とおっしゃった。それが1点、数字の違いね。

それでインセンティブで、管理しておる人に先払われるとあったけども、あとの答えでは町のインセンティブ7割入るというようことをおっしゃったんで、その辺の矛盾ですね。

それと、その結局、古里温泉のほうはこれでいくと、500万円ぐらいの赤字が生じると、今のシナリオではですね、その辺の数字がちょっと明確じゃないんで、巷に26年度がです

ね、私、オートキャンプ場 4,000万円ぐらい上がったんじゃないかというふうに、聞き及んでおるんですけども、それはそれとしては、その辺のところのご説明を12時ですので、あと2、3分ありますので、よろしくお願いします。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

ちょっと説明が不足していたと、申し訳ございません。

まずですね、森林公園オートキャンプ場の部分につきましてはですね、収入としては3,088万5,000円ということで見積もってございますけども、そのうちの経費ということで指定管理料、先ほど申し上げました額をお支払いするわけですけども、それ以外にですね、採算ラインということをご設定しております。これは消費税が5%時代には3,000万円ということでしたけども、今回は先ほど申し上げました3,100万円余りの額ですね。それを採算ラインとして設けまして、それを超えた、いわゆる努力したですね、収入を増やした部分については、7割を町から指定管理者に対してお支払いをさせていただくということでございます。

仮に、それを下回った場合についてはですね、指定管理者から町に対してそれをお支払いいただくということでの、逆の負の部分もですね、含めてこれは協定をさせていただくということで考えてございます。

それから、温泉施設使用料につきましてはですね、非常に最近ですね、いろいろ故障等もございまして、それとレジオネラ菌等の発生とかですね、そういったことから入浴者の数が大変減ってきております。ただ、現在もですね、故障等に対応するための温泉内の洗浄等を行っております。こういったことのないようにですね、現在、努力しているところでございますので、現在、収入としては少なくなつてはございますけども、今後、利用者を増やしていくようにですね、努力してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

簡単に1点言います。2,600万円で管理委託契約を結んでおるわけですね。その中で3,100万円を1つのいわゆるボーダーラインとして、その辺は契約書の中にもちゃんと含

まれておるんですか。その辺のところ、大まかな契約は 2,600何十万円でしょう。 3,100万円も契約の中に入っておるわけですか。その辺のところ。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

契約書でなく協定書を結ばせていただくんですけども、指定管理料については、その額をもちろん謳ってますし、採算ラインについても、その部分を超えた場合ということで、その金額については謳ってございます。以上でございます。

東清剛議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

1点だけ、お聞きしておきます。37ページのポリ塩化ビフェニル保管施設周辺整備交付金というのが出ております。これについては今、確か三浦の発電所の裏のほうに保管されておるものだと思いますが、ここは今まで企業庁だったのが中電になりましたけど、この保管はいつまで置かれるのかどうか含めて、ちょっとその中電との関係は、わかっていたら教えていただきたいと思います。

東清剛議長

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

お答えいたします。このポリ塩化ビフェニル保管施設というのは、先ほど言いましたように、議員さん言われたとおりの保管のところでございます。それに対して交付金をいただけるというもので、この交付金については27年度で終了という形になります。

それで、この中電とのかかわりは、ここは県の、ここだけ県の用地ということで、はい。以上です。

東清剛議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

これは確かに、三浦のほうの自治会もね、了解を、事前にちょっと説明を受けて了解はしておるんです。ただね、このポリ塩化ビフェニルというのは発がん性の強い物質であって、その当時、あそこへ保管したときには、大きな発電のためのトランスね、あの中に入

っておる液なんです。それで、それは漏れないようにというような話もして了解をしたんですが、これが一旦外に出ると、海が汚れ方が本当にひどい、発がん物質の入っているこの容器なんですね。これは今、20何年ですか、もう撤去するということなんですか。当時は列車にも乗らないし、コンテナ、そんなものに乗るような小さいなものじゃないと、大きなものだったと思っています。

それで、その撤去する年月だけ教えていただければですけど、このままずっと置いていくということになるんですかね。

東清剛議長

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

すみません。先ほど27年度と言いましたのは、この三浦地区へ交付金としてもらう金額が27年度までということでございます。昔、三浦発電所があったということで交付金をいただいた、その分でございますので、はい。

あと、このポリ塩化ビフェニルは、いつまで保管するかというのは、ちょっと私のほうでは把握しておりませんので、申し訳ありません。

東清剛議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

これは県の土地であれば、県もその中身のことも十分承知して保管されておるとは思うんです。僕も当時役員もしておったので、ここの部分についての猛毒というか、発がん物質の入っている容器だけにですね、早く撤去してほしいなど、僕個人的にも言いましたけど、仮置きみたいな感じでちょっとドームみたいなところへ保管されておるような状況なんです。県にも是非確かめていただいてですね、いつまでこうやってして置いておくのかどうか、それはやっぱり置けば置くほどやっぱり劣化もするやろし、その変圧器ですから、大きな変圧器ですから、そんなにやわなものではないと思うんですが。ちょっとそこら辺のどこ、県には確かめて是非いただきたい。そのことを要望して終わります。

東清剛議長

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

そのポリ塩化ビフェニルの関係を企業庁のほうへ、一度確認いたします。

東清剛議長

ほかに、質疑される方。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

19ページの体験型イベント交流施設の使用料が、455万円あがっているんですけども、この455万円の根拠ですね。近年、合宿とかそういうことで町はたくさんの交流人口を期待しておりますが、果たしてこの金額は、今年は増えているのかどうか、どれを基準にしてこの金額にされたのか、お願いします。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

けいちゅうの利用状況でございます。平成25年度の状況はですね、352万6,450円という数字がございました。その前の1年、平成24年についてはですね、409万2,750円ということで、24年度のほうが少し上回っていた。25年度は少し下がっているということなんですけども、平成26年度の現状で申し上げますと、1月までの部分では341万6,200円ということでですね、25年度を少し上回るような状況になっているのかなというふうに思っております。

この施設はですね、現状の中では3室しかない施設でございまして、例えば少人数でとられる場合であってもですね、1室を利用するということですね、そういった場合ですと、使用料があまり伸びないというのが現状でございます。

ただですね、近年ではスポーツ交流を進める中でですね、ここにも合宿であるとか、そういった利用がですね、増えつつありまして、平成27年度の予約状況につきましてもですね、少し合宿等が増えて、大人数での利用が増えているという状況でございますので、そういったことを見込んでですね、455万円ということで、これちょっと目標数値ということでございますけども、これに向かってですね、努力をしていきたいということで、この数字を設定させていただいております。以上でございます。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

今年に期待して、この数字をあげたということですけども、指定管理じゃなく、直接

事業を行っている施設だと理解しているんですけども、支出のほうは今年度でも 679万円かかってまして、町民の福祉とか、そういう意味での施設ではないような気がするんですけども、先ほども指定管理者のところでは、採算ラインを強調しておりましたが、やはり初めの予算から、このような赤字という予算を組まれるのは、もう今年だけではないと思うんですね。始めてずっとそういう状態が続いているのではないかなと思うんですが、そこら辺の努力とか、今までたくさんお金も投入していると思うんですけど、初めから指定管理の場合は赤字じゃない、黒字になるような予算の数字は見えるんですけども、直営のこの施設に対してはなぜ、せめて目標ぐらいは予算立てる、計画立てるときに黒字のような予算が立てられないのか、お伺いしたいと思います。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

採算性についてはですね、確かにとれていないということございますので、大変申し訳ございませんが、この施設のですね、性質であるとか、規模であるとかですね、そういったことを鑑みますとですね、3室、大きい部屋3室での運営ということになるとですね、やはり時期が集中しています。キャンプinn なんかでも同じなんですけども、夏場であるとかですね、そういったところに利用が集中すると、そんな中で3室での利用ということでの運営ということになりますとですね、やはりちょっと無理があるかなということがございます。

これを何とかしたいということの中ではですね、やはり部屋数を増やしていくということが、やはり必要なのかなということがございますので、現状ではですね、このぐらいが限度かなというふうには思っておりますけども、今後ですね、施設の改修等も含めてですね、いろんなことを考えたうえで、採算がとれるようにしていきたいと思っております。

ただ、町民の利用の部分ではですね、この施設はですね、災害等があった場合、例えば大雨であるとか、津波、初期の津波程度ではですね、避難所ということでの指定もございますので、そういう意味ではですね、大雨警報が出た場合にはですね、ここに避難していただいて、和室であるとか、そういったものを利用していただいたりですね、そういった利用もございますので、町民の方にも利用していただけるということで、少しご理解をいただきたいと思っております。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

高齢者の多い島勝の皆さんにとっては、大切な施設だという面も理解できるんですけども、歳入のほうで努力とともに、歳出のほうの管理事業のほうですね、そういう中で見直しとか、節約とか、そういうのを考えられると思うんですけども、そのことについては歳出のことになってしまうんですけども、もう、そういうことも今年も考えておられるのかどうか、お伺いします。

東清剛議長

濱田課長。

濱田多実博商工観光課長

歳出につきましてはですね、極力、抑えるということですね、管理をしていただいている方にもですね、いろいろ気をつけていただきながらですね、できるだけ経費がかからないようにですね、例えば冷蔵庫なんかは使い終わったらすぐに切るとかですね、そういった努力もしていただきながら、極力抑えるという方向では動いております。消耗品等につきましてもですね、極力余分なものは買わないようなですね、ストックもあまり置かないようにということですね、そういうことでいろいろと歳出についても努力してですね、節減しているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

東清剛議長

ほかに、ございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

ここで暫時休憩いたします。

1時15分まで休憩いたします。

なお、一般質問の締め切りが1時までとなっておりますので、ご注意ください。

(午後 0時 12分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 16分)

東清剛議長

次に、歳出の40ページから議会費から、69ページの民生費までの質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

14番 平野隆久君。

14番 平野隆久議員

それでは、歳出のほうの質疑をしたいと思います。

42ページの2款総務費の中で、一般管理費ですね。中で、節のところでは新町制10周年記念事業ということで465万円計上されているんですけど、説明の中では、このうち200万円、町民大運動会をする予算というふうに説明を受けているんですけども、これは実行委員会をつくって補助金として渡すということで説明を受けたんですけども、時期的にはどういう時期を考えているのか。

また、内容については大まかなところをどういうふうに考えておられるのか。その実行委員会をつくられたら、その実行委員会で詳細については決めていくと思うんですけども、実行委員会の構成はどのように考えられているのか、今の時点でわかっている部分についての答弁を求めます。

あと、もう1点、46ページ、これは企画費のほうで、これも地方バス運行対策事業ということで、この61万円ですか、ラッピング広告ということで説明を受けているんですけども、これはバスに広告をしていくということで聞いておるんですけども、これは一応、名古屋までの高速バスにするということなんですが、これはすべての台数にやっていくのか。何を広告していくってことをある程度決められて、どういう目的をどういうふうに伝えていこうという考えがあってこういうことをやられるのか、その点についての答弁を、2点についての答弁を求めます。

東清剛議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

まずですね、10周年記念町民大運動会のほうの説明をさせていただきます。

これにつきましてははですね、10周年を記念して両区民の融合ですとか、一体感の醸成を図るという意味で考えたものでございます。時期的にはですね、いろいろ検討している最中ではありますが、いろんな行事が式典以降ということで、10月に式典ですので、それ以降のいろんな行事を考えますと、11月の3日ぐらいしかないのかなということで、まだ決定はしていませんが、そんなふうに考えております。

それから、内容につきましてははですね、もうどこの地区もですね、区民運動会というのがもうなくなってですね、非常にこう、久しいんですが、子どもさんからですね、高齢者の方までいろんな種目で1日楽しんでですね、餅まきなんかも最後には行ってという、そういうシンプルな感じの運動会にしたいなという感じで考えております。

それから、実行委員会のほうなんですけど、今ですね、考えておりますのは、自治連合会、それから体育協会、陸上競技協会、それからスポーツ推進委員、婦人会、この5団体、今のところですね、またちょっとこう変わるかわかりませんが、そういった団体が構成団体になっていただいて、進めていきたいなと思っております。

東清剛議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。

先ほどご質問の高速バス背面ラッピング広告でございますが、現在、三重交通が運行しております名古屋南紀高速線の背面にラッピング広告をやりたいという趣旨でございます。このバスにつきましては新宮、熊野から名古屋駅までを結んでおりまして、片道約215キロほど、時間にしますと新宮からですと、3時間52分を運行しております。バスにつきましては1日8往復を運行しておりまして、三重交通さんは8台の専用のバスを保有をしております。今回の予算につきましては8台のうち3台、3台につきましては紀北町のほうでラッピングをさせていただきたいということで、その経費が61万6,000円でございます。

その計画の中身でございますが、まず一番は、紀北町という名前をやっぱり知っていただきたいというのが一番でございます。また、紀北町の良さを知っていただきたいということで、やっぱり観光のPR等もその中でやっていきたいということで、詳細の細かいところまでは詰めておりませんが、そういうのを前面にですね、ラッピングを作製していただいて、3年間とりあえず広告をさせていただきたいということで、効果としてもですね、高速道路をもちろん走りますし、名古屋の駅周辺でございますが、駅周辺も走りますので、

入り込み客等も臨んでいく施策かなというふうに考えて計画をさせていただきました。以上でございます。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

それでは、まず1点目なんですけども、運動会ですよ。これは紀伊長島町時代でも長いことやったんです。なくなって随分経つんです。やっぱりその運動会なんか結構こう親睦図ったりするのに、ええ機会だと思うんです。僕はこれもの凄く良いことだなと思っておるんです。

ただ、そのせっかくやるんでね、やっぱり内容的なものとか、いろんな人が楽しんでもらえる、競技戦も含んだ、また楽しんでもらえるような、本当に充実した運動会にやっていただきたいなという気持ちも含めてね、詳細については実行委員会を組織してやっていくということなんで、ここら辺の町の意見も入ると思いますんで、そこら辺もまとめてね、良いものをつくっていただきたい。

ただ、時期的には秋ということもあると思うんです。こういう場合は、結構ほかにも行事が入ってきたり、これは外の事業ですもんで雨天の場合も絡んでくると思います。そこら辺の、やっぱり一番心配なのは怪我するのが一番心配ですんで、時期的なものもそこを考慮して決定していただきたいと思いますんで、その点についての答弁を求めます。

あと、もう1点、ラッピングなんですけども、これは8台あるうち3台ということで、3時間、4時間近い時間走らすということで、基本的には紀北町という言葉をアピールしたいということなんですけども、高速走りますもんでね、いろんなことを述べたいこともあるかと思うんですけども、やはりこの高速でわかってもらおう、車のすれ違いの中でわかってもらおうということも含めて、そういう構成もちょっと考えていただきたいなど。

それであと、3年間する中で、1年の中でもずっと長いことね、ある期間的なものも変えていくという期間ですね。そこら辺も考慮して、あんまりすぐ変わってもね、その効果が発揮しないだろうで、そこら辺の変えていく時期的なものもいろいろのこの内容に分けて、期間も考えていただきたいと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。その点について、答弁を求めます。

東清剛議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

まず、運動会のご質問なのですが、内容につきましては、今議員がおっしゃられましたようにですね、いろんな世代の方がですね、楽しめるような内容に、実行委員会の中で揉んでいただいて、検討していきたいなと思っております。

それから、当然、久しぶりにこう体を動かすという方もいらっしゃると思いますので、怪我等の対応と言いますか、保険対応とか、そういったものも予算の中には考えて入れております。

それから、当然、おそらく11月ごろになろうと思うんですが、この雨天の場合の検討も、実はこれにつきましては総務課のほうと、それから役場の中では生涯学習課のほうとですね、連携しまして、いろいろ検討を進めておるところなのですが、その雨天の場合の対応をできれば予備日をつくりたいということもあるんですが、ひょっとすると、雨天の場合はもう日がなかなか設定できない場合は、もう体育館ということになるかもわかりません。ただ、これも含めまして実行委員会のほうで検討させていただきたいと思っております。以上です。

東清剛議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。先ほどのバスでございますが、1日8往復ということをお話をさせていただきました。8台の車で8往復ですので、私ども3台の背面を活用させていただきますので、必ず1日3往復は紀北町をPRしながら走るということになります。車検とかいろんなことがございますが、それ以外はそのような計画になってございます。

ということで、議員さんご指摘のように、内容につきましてはですね、道路を走りながら、他の車から見るとというのが主になると思いますので、その分も十分配慮してですね、わかりやすいPRをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

東清剛議長

ほかに、質疑される方。

6番 瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

この42ページは総務財政ですね。この中の上から4番目の一般事務管理費 492万 7,000

円、このうちですね、34万円についてはですね、課別明細書できちっと説明しておるんですね。34万円については。残りのものについては書いてないので、私事前に書類をいただきました。これについてのご説明と、この中に住所表記についてのアンケートの費用が入っておると思うんで、アンケートはどういうふうにするのかというようなこと、ご説明をお願いいたします。

東清剛議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

一般事務管理事業につきましては、全体で 492万 7,000円見ておりまして、その中で瀧本議員が今言われましたように、アンケートに関してのものが61万 7,000円入っております。

それから、これのこの、それはちょっとあとで詳しく説明するとしまして、それからですね、これにつきましては、この前説明をさせていただきましたが、もろもろの事業が入っております、例えば。

まず、何費にどれだけというのを申し上げますか。一般管理費事務費の旅費で71万 1,000円ですね。これにつきましては町長ですとか職員の出張旅費と、それから費用弁償も7万 9,000円を入っておりますが、これは証人招致なんかをしたときの費用でございます。それから交際費50万円、これにつきましては町長交際費でございます。需用費につきましては諸々の一般事務的なものも入っておりますし、先ほどのアンケートのことですとか、いろんなものが入っております。

それから、役務費、通信運搬費は、役務費全体では77万 2,000円、通信運搬費はいろんな会議通知ですとか、諸々の郵送料が入っております。それから広告料等につきましては、町の広告、そういったものが入っております。それから保険料も3万9,000円入っておりますが、車の保険代、そういったものが含まれております。

それから、委託料では48万 6,000円計上しておりまして、これは顧問弁護士の弁護士料の委託でございます。それから、細かくてあれなんです、使用料及び賃借料につきましては、副町長の官舎の賃借料ですとか、行政ジャーナルといたしまして、行政のいろんな情報を見るライセンスの使用料と、そういったものも含まれております。

以下は、瀧本議員が言われましたように、負担金のところは細かく入れさせてもらっていると思います。そんな中で、特に今回、通常入っていない予算の中で、61万 7,000円が大

字名のアンケートをする必要ができた場合ということで、61万7,000円をあげておりまして、その中、消耗品で宛名ラベルですとか、アンケート回収はがき、それで3万3,000円。それからアンケートを送って回収する費用で、通信運搬費が58万4,000円を計上しております。やることになれば、個々ではなくて、海山区の世帯を対象に、それぞれの世帯を対象に、大体4,100世帯ぐらいございますが、その世帯を対象に行うというふうに考えております。以上です。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

需用費の中の消耗品の中に3万3,000円程度の消耗品、これラベルということなんですけども、ちょっとラベルはわからないので。

それから、58万4,000円はですね、これは葉書なのか封筒なのか、結局世帯に出すということで、まだその書式が決まってないんですか。その辺のところのご答弁が出るのであれば、お願いいたします。

東清剛議長

総務課長。

堀秀俊総務課長

すみません。説明足らずで申し訳ありません。

消耗品3万3,000円と申しあげましたのは、世帯に郵送する、まず通知を郵送するときの宛名のラベルです。それを打ち出していただくということです。そのラベルと。

それから、アンケートの回収葉書の購入費ということで、消耗品では3万3,000円計上してございます。

それから、通信運搬の58万4,000円につきましては、大事なアンケートとなりますので、往復葉書でとかということではなくて、きちんと説明した文書を入れてですね、回収につきましても、自治会さんのほうで集めてもらってということではなくて、中に葉書を入れてまして、それで家族で検討してもらって、その葉書にアンケート丸付けていただいて、郵送してもらおうと、そんなことを考えておりますので、最初の郵送につきましては33万6,000円ぐらい。あとの葉書のあれは後納郵便という格好のことを考えておりまして、それが24万7,000円、端数がちょっとありますが、という、一応予算ではそういう積算をさせてもらっております。はい。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

そうすると、それによってアンケートが出てくるわけですが、前回、町長はもうアンケートを取る必要はないということで、4,000名ぐらいのその署名があったんで、町長は町民目線でこれをやられると思うんで。これでアンケートが来てですね、集計されますわな。

その時に、どっちかこっちかなるわね。そういう場合はどういうふうに、どういうシナリオで対処するのかということも考えてみえるんですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ね、おっしゃったように、最初はそういったご意見もなかったんで、私はそういうお答えをさせていただきました。アンケートを取る気はないと、しかし、そういう中で、あれだけの大勢の署名があったんで、アンケートでそういった皆さん住民の意思をしっかりと確認しておきたいなど。

ただ、アンケートを取るときには、取る前に一定のルールというのが必要だと思います。これらはですね、やっぱり自治連合会の皆さんや、そういう署名を持ってみえた方との意思も確認しながらですね、どういうルール。持ってお見えのときは、右か左かだったんです。全部付けるか、全部付けないかということだったんで、そのときにもそれで良いんですかというような確認もさせていただいたんですが、アンケート取る限りは、やっぱり取る前に一定のそういうお話し合いもしたうえでですね、取ってみたいと思います。

だから、アンケートの結果を見ている数字を動かしたりしないように、事前にそういう決め事をしながら、アンケートを取っていきたくと、そのように思います。

東清剛議長

ほかに、質疑される方。

10番 玉津充君。

10番 玉津充議員

63ページの養護老人ホーム費の職員人件費です。3,839万5,000円、これが前年度と比べると、11.5%増、それから嘱託職員等賃金2,748万9,000円が、前年度と比べると

39.9%増額しているものですから、これはどうしてなのかということと。

それと、関連してなんですけど、政府の方針で、特養の介護費が確か1.数パーセント、減額をするという施策、それに伴って、ただ介護報酬の賃金は上げるよというようなことが方針として出されておるんですが、その辺が当町のこの養護老人ホームの費用で、どのようにかかわってきているのか、この予算でわかればご説明をお願いします。

東清剛議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

ご質問にお答えいたします。まず、職員人件費なんですけども、昨年と人数は変わっておりません。この人事の関係でこういう差が出てまいりました。

それから、臨時職員13名なんですけども、今現在ですね、臨時職員も入れて養護は20名、パートも入れてですね。臨時、嘱託、パートを入れて14名働いております。その関係で13名ということで予算には計上させていただきました。

それから、介護報酬が変わることなんですけども、ちょっとお待ちください。この養護老人ホームは措置でありますので、介護報酬はかかわってまいりません。ただ、特養のほうはかかわってまいります。今年度は介護報酬が全体で2.27%引き下げられるということなんです、歳入ではその分を抑えて見てあります。以上です。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

人事の変更で増額したということなんですけども、もう少し詳しく、その人が増えたのか、賃金が上がったのか、その辺をちょっと明確にお答えしていただけないか。

東清剛議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

職員の配置なんですけども、これまでは調理員を臨時職員で賄っておったんですけども、新年度は調理員の方、正職を、養護のほうで正職がいなくなる関係もありますんで、それでは困るということで、正職の調理員を配置しました。

そういうこともあって、それから今年の4月の人事異動の関係もありまして、その辺で増えたものでございます。以上です。

東清剛議長

ほかに、ございませんか。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

42ページの何点かと、3点お伺いします。

先ほどの自治会のアンケートでお話がありましたが、やはり海山町民の中にもいろんな意見があって、アンケートの前にはどういう趣旨で海山の地域自治区の海山区をとるかということ、正しく理解してない方がたくさんおられるので、アンケートの前には、そのところを正しく、きめ細かに町民の皆様に、正しいアンケートの結果になるように説明が必要だと思うんですが、そこら辺はどう考えておられるかということと。

あともう3点ですけども、3件目の嘱託職員の賃金、昨年12月に正職員の人事院勧告により、賃金が上がりまして、私、臨時職員も上げるべきだということ、質疑の中で話をさせていただいたんですけども、この4月から月額2,300円上がるという、この予算になっていると思うんですけども、これで月額いくらになって、年間いくらになるのかなというのと。

何人ぐらいいるのか、正職員の方は177人、170人ちょっとそこら辺のお話があったんですけども、嘱託職員何人おられるのか、お伺いします。

そして、もう1つ、42ページの一般事務の中に、小さな金額なんですけれども、この予算書ではわからないんですけども、課別説明の中で、平和首長会議メンバーシップ納付金2,000円というのがあるんですけども、三重県でも29市町の皆さんが全部こういう会議に入られたとかということも聞いておるんですけども、この平和首長会議という平和の、平和を愛するための町長、市長の会議だと思うんですけども、説明をお願いします。

東清剛議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

たくさんありますので、ちょっと抜けてしまうと申し訳ないんですけども、また教えてください。

まず、そのアンケートを実施するとした場合にですね、その前提として地域自治区が廃止された場合どうなるか、それで今回、大字名を変えるということはどういうことなんや

と、その内容について住民の方によく理解してもらってからでないと、正しいアンケートは取れないと、全くそのとおりだと思います。

それにつきましてはですね、自治区の廃止にかかることというのは、これまで広報等でも説明しておりますが、なかなか目に止まってないということもあろうかと思えます。

それで、このアンケートをもし実施するとしましたら、先ほど町長が言われましたように、自治会のほうと色々なルールも決めながらですね、実施するんですが、する前にはやっぱりきちりとした周知をしたいなと。

例えば、ZTV等とですね、自治区の廃止のことも含めながらですね、今回のアンケートはこういうことですよと、こういう意味でよく考えてあれしてくださいよというようなことは、周知を徹底したいなというふうに考えております。

それから、嘱託職員の賃金、先ほど言われましたように 2,300円、月額ですね、上がりました。なので、それで1人どんだけ上がるかということですか。月額がですね、申し訳ございません。すみません。月額がですね、13万 4,100円の職員、これは合併前から在席している職員なんですが、その場合ですと13万 6,400円、それから合併後の採用の場合は12万 9,200円が13万 1,500円でございます。で、よろしいでしょうか、そのところは。になるということでございます。あとの割増賃金とかそういったところへも波及してくると。

それから、人数なんですが、人数につきましてはですね、職員の人数といたしますのが、まず26年の4月現在でいいますと、正規職員が 210人、それから嘱託職員等ということで、すべてですね、臨時職員も含めまして、いろんな分野がございますんで 163人で 373人でした。トータルでですね。で、27の予算上は正規職員のほうが 204人になりまして、嘱託職員が 169人で、トータル的には 373人ということでございます。

嘱託職員等が増えておりますのは、やっぱり正規職員が退職したあとですね、現業職等ですと、新規採用せずに嘱託を募集するとか、そういったことがございますので、増えてきております。はい。そこはそれでよろしかったですかね。

すみません。平和首長会議メンバーシップ納付金ということで 2,000円ですか、ごめんなさい、あまり詳しくは知らないんですが、そういう納付金ということで、若干の金額ですが、2,000円を払っているのは間違いないと思うんですが、申し訳ありません。あまり詳しくちょっと把握をいたしておりません。すみません。申し訳ないです。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

アンケートの件に関しましてはですね、やはり海山の皆さんの関心のあるところで、アンケートに向かって気持ちが下向きになるのではなく、やっぱりこれからの海山でなくて、紀北町をつくっていく基礎になるんだということで、アンケートの結果、元気の出るようなまちづくりに結びつくようなアンケートの結果になるように、本当に詳しくZTVとかだけでなく、きめ細かに自治会の役員の意見を聞くというのも、役員さんだけでなく、よりたくさんの方に集まっていただいて、理解していただくように努力していただきたいと思います。

そして、職員の女性の多分、この臨時職員、今は臨時職員のころは物品費でしたんですけども、今回、少し前から嘱託職員になって賃金って、ああ人間らしくなってきたと思うんですけども、169名の方が、まだまだ女性の方が多いいんではないのかなという思いもありますし、その正職員の方が退職されて、臨時職員さんが増えてきているという部分もあると思うんですけども、13万6,400円、今ちょっと計算して、ボーナスの分も入れたら199万7,000円ぐらいになるのかなと思うんですけども、一般的にワーキングプアというのは、所得200万円未満というのですか、嘱託職員の皆様の官製ワーキングプアにぎりぎりのところなんかという、上げていただいても皆さんの手足となって働く皆さんでするので、今度の人口の策定なんかもこれからしていく中で、職員の数もいろいろ計画されていくようなことが始まってくると思うんですけども、その中でも、やはり嘱託職員を正職員に変えていくような、そういう構想も持つべきだと思いますし、大都市とはここは比べものにはならないんですけど、大きな都市ではそういう計画の中にも非正規の方を正規に変えていく、そういう計画も入れておられるところもあると聞いているので、そういうことへの努力についてもどう思われているのか、どう考えておられるのか、お伺いします。

東清剛議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

職員の嘱託職員から正職員へという考え方なんですが、やっぱり職員につきましてはですね、定数管理計画というのを立てておましてですね、基本的には合併後ですね、減らしていくという中で計画を立てておりますので、嘱託職員を正職に移行していくという、

数をですね、それはなかなか厳しいかなと、お気持ちはよくわかるんですが、というふうには考えております。今、その点、適正化計画の中にですね、できるだけそれを守れるようにということでやっておりますので、その点をご理解いただきたいなと思います。

よろしいでしょうか。はい。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

47ページも質疑させていただいてよろしいですか。新しいのでごめんなさい。一遍にしたら無理だったので。47ページの銚子川魅力アップ推進事業の193万5,000円なんですけれども、今、特に夏場になると銚子川たくさんの方が町内外から見えて、大変、都会のようになぎわいがあるんですけれども、それをよりアップさせる推進事業ということで、どういうことを計画されておられるのか、お伺いします。

東清剛議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

銚子川の魅力アップ推進事業について、お答えをさせていただきます。

まず、1つが銚子川のポスターのリニューアルのお金が23万3,000円ほど入っております。それ以外に大きなウエートを占めておりますが、銚子川的环境学習講座の開催経費でございます。来年度から実施をしたいということでございます。

中身についてでございますが、銚子川、テレビ等の放映もございまして、入り込み客相当増えてございます。その中で、地元の方からもやはりごみの問題と、違法駐車というか駐車の問題なんか大きな課題でございます。昨年もいろんなことを実施してまいりました。そういう部分はある意味できる部分もございしますが、やはりごみをしてはいけないとかですね、銚子川を後世に引き継いでいかなければならないと、環境を守っていかなければならないというのは、やはりそういう物的に行うのじゃなくてですね、いろんな講座とか講習とかをやってですね、入って来ていただく方に、環境を守るんだという気持ちで、銚子川を利用していただきたいというのが、今回の趣旨でございます。

その中身につきましては専門家というか、銚子川の専門家、これまで内山りゅう先生なんかにも来ていただいておりますけれども、そういう方とか、いろんな環境のことよく知っておられる方をですね、講師にお招きしてですね、座学と、またフィールドワークも含

めまして、銚子川流域を知っていただくという中で、特に銚子川ではこういうことを気をつけなければならないというのをですね、勉強したいというふうに思っております。

それで、それを勉強した方にですね、ある意味ですね、この人はこういうことを勉強して、銚子川のことをよく知っているんですよみたいなことをですね、PRしていただく方をですね、選定というか決めさせていただいて、その人からまた増やしていただくと、いろんな方に波及効果で、いろんな方に知っていただくということを含めまして、段々段々銚子川を愛していただく方を増やしていきたいというのが趣旨でございます、今年から何年やるか、まだ決まっておりますが、まず今年をやっていききたいということで、この事業を組ませていただきました。以上でございます。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

違う科目で3回行けるのかなと、ごめんなさいね。銚子川ですね、今までも環境が守られたから清流のゆらゆら帯もあって、魚跳もあって魅力があると思うんですけども、それをより環境を良くしていくための学習会というのですけれども、地元ではごみが残るなとか、駐車場のマナーが悪いとか、そういうこともよくお話を聞くのですけれども、具体的に、来てもらった人か、私たち町民か両方どもの勉強会になるのかなと思うのですけれども、趣旨とかはよくわかったんですけど、具体的にどういうふうにするのかなというのが、ちょっとわからないのですけども、詳しくお願い。遊びに来た人を集めて、その夜にするとかではないと思うのですけれども、よろしくお願いします。

東清剛議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

おっしゃるとおりでございます、遊びに来た人をそれに入れるという意味はございません。ただ、外部の人も含めましてですね、銚子川をよく知っていただいて、銚子川の環境を守っていくリーダーシップになる方をたくさん増やしていきたいというのが趣旨でございます。

以上でございます。

東清剛議長

ほかに、ございませんか。

4番 樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

58ページですね、社会福祉総務費の中の地域少子化対策強化事業でございますが、56万7,000円、説明をいただいた中では結婚、妊娠、出産、子育てに関する情報提供を行うポータルサイトと説明文のほうにあるんですけど、これについて、もう少し詳細の内容ですね。

それと、向かう方向性、目的に関してご説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

東清剛議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

お答えします。これはこの4月から稼働予定のポータルサイトにかかる運用サポート費用と、ウェブサーバーの費用でございます。この2点です。運用サーバーのほうは34万5,600円、ウェブサーバーのほうは22万1,400円、この2つの費用でございます。

それから、これはもう毎年更新して情報を続けていくんですけども、子ども子育てのことも関連してですね、結婚から妊娠、出産、それから育児までの情報を、もういろんな分野から取り寄せて、それで情報発信していくと、それを行っていくための更新費用でございます。以上です。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

それは、例えば出産するには国の施策でこういう利点がありますよとか、町独自のこういう施策、方向性、皆さんご利用くださいよと、そういったものになるのか。今、想像で申し上げていますが、もう少し具体的にですね、出産から育児まで、こう連動してますんで、そこら辺は町としては、当然、最終的には人口増をねらっていることに、私は想定しておるんですけど、もうちょっとだけですね、町独自の発想のもとにそれをつくっていくのか、それとも単なる窓口になるのかね、そこら辺、課長のほうから、町長からでも結構ですが、ご答弁お願いします。

東清剛議長

大谷課長。

大谷眞吾福祉保健課長

この事業は、26年度の国の補助事業、10割の補助事業で生かしていくもんでございます。で、あくまでも町独自の事業で行ってまいります。これは議員さんおっしゃるようになりますね、それぞれ子どもが生まれたら、いくらどういう手当があるとか、妊娠すればですね、妊婦検診とか、そういうような制度、費用の紹介、そういうものをアプリで分けて、その中で情報こう伝えていくものでございます。今の10代、20代の方、スマートフォンとかタブレットとか、そういうものでどんどん情報入れていくんですけども、広報誌でもお伝えしているんですけども、より若い世代の方に伝わりやすい方法で伝えていくものでございます。以上です。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

是非ですね、民間のほうで婚活のイベントとか事業をやってみえる方が個々にございますね。課長ご存じだと思いますけども、そういった情報もですね、こちらの中に載せていただければ安く全国発信できる。そういうふうに思うんですが、それについて答弁をいただきまして、終わりにします。

東清剛議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

福祉では、唯一、婚活事業は事業にないんですけども、そういうものは民間の方の情報を得てですね、特に紀北町内での婚活ですね、釣り婚なんかされております。そういう情報も事前にいただいて、このシステムで情報提供していきたいと考えております。以上です。

東清剛議長

ほかに、質疑される方。

8番 入江康仁君。

8番 入江康仁議員

42ページの総務費の一般管理費の中で、先ほど総務課長、その科目的に瀧本議員のときにちょっと説明した中でですね、顧問弁護士料のことを言ったと思うんですよ。あれいくらでした。その48万円、この顧問弁護士というのはどういう役割の中の契約なのか。

ただ、こちらから何かあったときに相談しに行く程度の顧問料なのか。それとも今回、私、今から言いたいのは、その、し尿のね、訴訟のことで、これはあくまでも町民からはいろいろなやはり業者は増えたほうが良いという意見のもとでの、事が発端で、その中で町長としては許認可に対しては町長は既存業者のこととか、いろいろな施設の中の使いね、使用料とか、いろんな感じの中での町長サイドのあれがあるということで、訴訟になった。訴えられたのは紀北町長尾上壽一ですね。これ個人の尾上壽一じゃないんでしょう。そこ1点。

その中で、予算認められなかったということ事態になったときにね、この顧問弁護士はそういうところに出られないのか、活用できないのか、この48万円の報酬の中で。

それと、もう1点は、これ議会側にあるんだけど、議員に関しては何に対しても責任がないわけですね。発言に対してと、いろんな決議に対しては。その中で、今回の訴訟が町長が勝訴した場合、この予算の否決をした議員として、議会としての責任はどうなるのかということもあるわけですね。それでそのこのところの予算の組み方のあれもあるんで、その私は今回、この顧問弁護士料が出たんで、そういう中での代表というんか、代理というのか、そういうことはできないもんか、ちょっと答弁をお願いいたしたいと思います。

東清剛議長

下田副町長。

下田二一副町長

顧問弁護の内容につきましては、私どもが通常事務を行っている中で、法律的にちょっと疑問なケースが出てきた場合に、個別ごとに相談させていただいております。

あくまでその中には個別の訴訟の対応というのは含まれておりませんので、先ほどおっしゃっていただきました、し尿の訴訟につきましては、書類のほうは職員のほうで作成をいたしまして、顧問弁護の範囲内で、例えば裁判用に、書類の形式はこういうのでよろしいでしょうかという相談をさせていただいております。そういうことですので、訴訟の例えば、口頭弁論の場に、顧問弁護という形で出席いただくことは考えておりませんので、対応のほうはすべて職員のほうでさせていただいております。

東清剛議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

1点ね。副町長の答弁の中ではでね、いろんな訴訟起きても、そんなら予算的な組み方

しないで良いのかなということも1つあるんですよ。そして、我々議員としての予算は、いろんな施設、大きな建物、行政に対する批判とか、そういうもんは今必要ないというふうな、その議案の否決、また予算に対しては否決できることもあると思うんですけど、要は私、ここではっきりしていきたいのは、紀北町長尾上壽一が訴えられたときに、その弁護士費用も認められんということ自体が、私はちょっとおかしいんじゃないかなという懸念が、ずっと持ってましたんでね、ここで顧問弁護士のことも出たんで、それに関連して質問させてもうたわけですけど。

やはり、今、副町長言われるように、私は、能力的にはその職員でも十分に戦おうと思っただけの能力あると思うんです、結集したらね。しかし、やはりそれ1つの例として、こういうものつくってしまうと、こっちは認めるよ、こっちは認めないよというたら、尾上壽一個人やったらええけどさね、紀北町長尾上壽一が訴えられて、これがまして1つの案件だけだっらいけど、これが今度は損害賠償なんかしたときには、今度は尾上壽一じゃなくて、紀北町の、紀北町になるわけですよ。そういう関連もあるもので、こういうような事例はもう訂正して、総務課のほうへ言いたいのはね、今回の補正予算に対しても、こういう弊害もあるよと、議会の皆さんにはこれ否決されたけど、こういう弊害も出るし、こうだよと、そしてもう1回出させてもらえんかということの、そのときの議員の、そのときは否決した方々もですね、正規としてはこうだよと言われれば、それはそうだなと、我々も法律の中の、行政の法律の中での質疑、質問です、これも。そうでしょう。法律を守らなあかん立場が、そんな私情的なものが絡んではあるようなことではあかん。

それだったら、反対運動があったら数の倫理で法を曲げてもいいんかということになってくる。しかし、そこできちっとした人は、いくら反対運動、紀北町の人口1万8,000人の1万5,000人反対しておっても、これは駄目ですと、法律的にはこうですからと言って、その1万5,000人を説得するのもこれ町長のあれになると思うんですよ、立場に。それが町行政なん。法律に定められた中でやる行政の姿勢だと思うんですよ。

だから、こういう間違いはそのときにした。だから元に戻ると、審議する能力の議員ばっかじゃないかということにもなってくる、打って返しては。しかし、議員も皆ね、何でも100%わかっておるもんじゃないんだから、反省するところもあれば、これは間違っておったことがあったなど、そういうこともあるから、やはりある程度の今度の当初のときには、私は予算として出してもうて、そういう説明はやってもらったらどうかなということもあったので、今回、これに質問させてもうたわけですわ。そこのところを総務課長、先ほ

どその顧問弁護士のね、あれでいっているのです、そこは私は再度補正でも出してもらっても良いんじゃないかなと思うけど、どうですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、いろいろとご配慮のあるお言葉だとは思いますが、我々といたしましては、今、こういう状況できております。そういう中、顧問弁護の中ではですね、個別訴訟へはかかわっていただけないということは、副町長、今おっしゃっていただいた。私はもう副町長がいていただいて、今、この裁判ができていないかと思っております。

そういう意味では、副町長にいろいろつくっていただいても、やっぱり裁判形式とかいろいろありますんで文書とか、そういうものはご相談させていただいているんですが、我々としては三度予算出させていただきました。そういう中で、ともかく白黒というのですか、良いか悪いかは裁判所で判断してもらうんやと、そういう中で、裁判の費用だけお願いしますというお願いをしてきたんですが、三度、我々の力不足、説明不足で受け入れていただけなかったんで、この裁判につきましてはですね、終了まではこの体制でいきたいなと思います。

その後につきましてはですね、なかなか難しいこともございますので、どういう形になるうかは結審を見て、判決を見てですね、また皆様をお願いしなければいけない場合も出ようかと思いますが、我々といたしましては自分たちの説明不足、そういった理解不足が議員の皆様のこういった結果になったと思っておりますので、我々は議員の皆様、議会の皆様というより、我々の説明が足らなかったと認識いたしております。以上です。

東清剛議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

今、町長の答弁でね、当事者がそのような納得されておるんやったらいいけど、私としてはね、町長個人の問題じゃなくて、これ事例として後々の方々が次に誰か町長になったときにね、この事例を出されたら困るかなと思ったもので、一応、もうこれはその中で、質問はこれで終わりますけど、町長の考えはそういう考えだということはわかったんで、一審の終結まではこれでいくということですので、そういうことの言葉をいただいて理解して、この質問を終わります。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々といたしましてはですね、裁判費用は認めていただきたいなと思います。それは逆に言えばですね、継続して私が変わっても、また違う方が町長になられた場合もですね、この裁判とかは継続していきますので、またそういった発端と、その終結の部分でのつなぎもごさいますので、できればですね、お認めいただいたうえで、いろいろとどちらの、主張が双方ありますんで、これからももしそういうことがあれば、お認めいただきたいなと思います。以上です。

東清剛議長

ほかに、質疑される方はありませんか。

3番 奥村仁君。

3番 奥村仁議員

47ページの地域間交流促進事業3万6,000円とあるんですけども、この中で内容はふれ愛ネット紀北会の会員に、いろんな資料を送るといふものの経費ということではありますが、何名ぐらい登録されているのかということと、これの増減、どれぐらい増えているのかということと。

いろいろほかの事業との兼ね合いもあると思うんです。来年度で言えばふるさと納税に関する地域外の方への、これはほかの地域というよりも紀北町出身者とか、縁のある方ということがメインであるということなんで、よりほかの地域の方よりもプラスになるような方々、密接になる方だと思うんですけども、ほかの課でもきほく倶楽部とか、いろんな事業が今まででもあったと思うんですけども、そういうことを含めて、どれぐらいの、何名ぐらいの登録があるのか、教えていただきたいと思います。

東清剛議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。地域間交流促進事業のふれ愛ネット紀北会でございますが、先ほど議員がおっしゃられたとおり、紀北町出身者及び縁のある人で構成するふれ愛ネット紀北会の会員を通じましてですね、地域間交流の促進を図るということで、私どものほうからこの方々にイベント情報とかを送付をさせていただいております。

27年の3月の頭の数でございますが、合計で70名でございます。内訳で言いますと、東海3県がやはり多くて、三重県15、愛知県14、岐阜が2ですかね。遠いところで行きますと岡山、東京、千葉あたりからも参加をさせていただいております。全体的な人数でございますが、減少傾向でございます。以上でございます。

東清剛議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

70名が登録をされているということで、でも減少しているということなんですけども、これからいろんな地域と交流を持って、交流人口を増やしていこうという町長の方針だと思うんですけども、基本的には興味を持っていただいている方々だと思うんです。もっとこれを増やしていこうというふうな形で考えているのか、そのまま放置というわけではないと思うんですけども、登録されている方々のところへだけ、資料を送っているというふうな状況にあるのかということをお答えください。

東清剛議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

確かに減少しておりますが、私どもとしてはですね、できるだけ紀北町を応援していただく方を増やしたいというのは、変わりはありません。

それで、ご家族の方からですね、不幸にもお亡くなりになった等ですね、ご連絡いただくんですけども、それでもそこでお話をさせていただいてですね、是非とも、またよろしく願いますというようなお話もしておりますし、新しい方を聞いたときにはですね、そこら辺をご案内等もさせていただいておりますが、今一層ですね、増やす方向で努力していきたいというふうに考えております。

東清剛議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

紀北町出身というか縁のある方、かなり有名な方もいると思うんで、いろんな形でこういう方を増やしていただいてですね、ほかの事業へも波及するようなことをやっていただきたいと思います。よろしく願います。

東清剛議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

そのように進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

東清剛議長

ほかに、質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、議会費から民生費までの質疑を終わります。

東清剛議長

ここで暫時休憩いたします。

2時30分まで休憩いたします。

(午後 2時 15分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 30分)

東清剛議長

次に、70ページの衛生費から、99ページの土木費までの質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

14番 平野隆久君。

14番 平野隆久議員

91ページですけれども、これの観光振興推進事業費ということなんですけど、課別説明でもあったんですけど、観光案内人設置事業というのが組み込まれていまして8万3,000円ということで、説明のときは観光協会が委託先で、観光案内人を設置するという、これは、今後できる地域振興施設のところに土日に観光案内をするということなんですけど

も、今回、今後、地域振興施設の指定管理者との整合性とかは、どのようなことを考えておられるのか。観光案内においては地元を潤すための観光案内のみに徹するのか。どういう意味合いを含めて観光案内をしてもらうのかについてを、説明していただきたいと思います。

あと、もう1点、同じところできほくラブめしのところなんですけども、これも行政説明の中でもブラッシュアップをして、町内の各店舗にある商品、食などのブラッシュアップをしてということで述べられておるんですけども、ブラッシュアップって、さらに良くするという意味合いだと思うんですけども、きほくラブめしは今までは先行して、その食材をイベント的にアピールするというのでやってきたんですけども、この町内の今後、町内にある各店舗にある商品を、食などブラッシュアップということは、どういうきほくラブめしのイベントとどういう整合性を求めて、今後、今年からはやっていくつもりなのか、その点についての答弁、2点の答弁についてを求めます。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

まず、案内人のことをございますけども、設置する時期については土日であるとかですね、休みの日ということ、それから夏休み期間ということですね、多分、この時期はですね、始神テラスのほうもですね、かなりたくさんのお客様が見えてですね、非常に混雑するなというふうには思っております。

そういった中でですね、例えばレジであるとか、そういったところにですね、いろいろ案内の方も多分見えると思うんですね。そうなるんですね、店の中なんかかなり混雑してですね、その中での対応というのはかなり厳しいかなということも思いますのですね、そのあたりを配慮しながらですね、配置をさせていただくということが、まず1点あります。

それによりましてですね、内容については議員おっしゃられたようにですね、紀北町内のさまざまな観光案内ですね、それをメインにやっていただくということになると思います。ただですね、来られるお客様については町内以外にもですね、例えば、そこから南のイベント情報であるとか、いろんな情報が多分聞かれるということになると思いますので、そのあたりをですね、ある程度精通したものということでですね、観光協会あたりがそういった情報をたくさん持っておりますので、そういったところで案内をしていただくこと

によってですね、非常に利便性が増しますし、その場所にいけばですね、いろんな情報が得られるということになればですね、もっとたくさんの人に来ていただけるということになるので、そういったことを目指して案内人の設置ということで考えております。

それから、きほくラブめし決定戦の部分でございますけども、今年のこの3月でですね、第4回目、来年度には5回目ということですね、今考えておまして、これまでですね、商品化もされておまして、また新たに昨年ですかね、昨年のカツヲカツ井なんかはですね、ある会社のほうで商品化もしておまして、先日の海山こだわり市の中でもカツヲカツ井がですね、商品として売られたという経緯がございます。

そういうことですね、そういったレシピなんかをもとにですね、今、商品も開発をされているというところがございますので、今のところ試行的にやられているんですけども、そういったものですね、ブラッシュアップしながら、皆さんに人気になるようなですね、そういったものにしていきたいということで、考えているところがございます。以上でございます。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

まず、1点目の観光案内人ですね。これは何名ぐらいおられるのかということと、あと考えられておるかということ、例えば、あれだけ広い施設ですよ。そういう場合、例えばお客さんが来て、何か聞きたい方がその方にどうやって接していけるか。案内設置場所みたいなものをつくれるのか、つくらなくて今レジという話もありましたんで、そのお客さんが聞きたいことが、その人に聞けばわかるよという接遇ですね、そこら辺のことをどう考えていくか、たくさんの方が見える中で、その方がいても、聞きたい方がその人に聞けるか、聞くかどうか問題も出てくるんで、その点はどういうふうに考えておるんですか。

それで、あと、きほくラブめしの件なんですけど、僕、前に、一般質問をしたんですけども、基本的にはそのイベントで人に会ってすることは、その日だけのことになってしまいますんで、やはりきほくラブめしをすることによって、紀北町の食材をアピールしていく、来町者を増やすということが目的だと思いますんで、イベントだけで終わっていくよりも、今言われたようにレシピを公開して、ここへ来たら、またそういうものが食べられるよというようなところをね、アピールしてやっていくほうが良いということも、この前も言わせてもらったんです。

今、そういうことでいろんなレシピの公開をして、そのイベントの効果を町で、どうやって効果を持っていくかということが大事やと思いますんで、そのブラッシュアップしていくという意味合いを、そういうことも考えて、今後やっていただきたいと思うんです。その点については、同じようなことを述べられたんで、そういう意味を含めて今後やっていただきたいということを、答弁もう一回お願いします。2点についてね。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

まず、始神テラスでのPRの方法ですね。一応、今現在考えているところではですね、案内コーナーのようなものを設けたいなと思っております。そこに行けばですね、案内ができるよということで、例えば、のぼりであるとかですね、紀北町ののぼりであるとか、そういったものでですね、目立つような形。それと場所についてはですね、ホールのほうであるとかですね、そういったところで、来てすぐにこうわかるような、そういったことですね、配慮したいなというふうに思っております。今のところですね、1名を配置する予定であります。

それから、ラブめしにつきましてはですね、先日、海、山こだわりというイベントで行われたということなんですけども、実は商品化のためですね、いろいろ試作をしております、それでですね、いわゆるマーケティング調査みたいな形でですね、反響はどうかということも含めて、ある会社の方がつくっていただいたんですけども、それについてはですね、商品化をしましてですね、それが例えば冷凍化されているものを、揚げたらええような状態にしてですね、売り出そうということで、今、考えていただいております。

それをすることによってですね、それを仕入れていただいて、店のほうでそれを提供するか、あるいはそれをですね、例えば買っていただいて、自宅でそれが楽しめるとかですね、いろいろな方法もあると思いますので、そういう方向でですね、今、商品化に向けて取り組んでいるところでございます。以上でございます。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

1点目はね、とにかくその観光案内人の方が、聞きたい方が、よくわかるよにね、その点を今言われたように十分わかるようにしていただきたいと。

あと、きほくラブめしなんですけども、昨年度も他所から来られた方がね、出店されていて、その方はもう、つくってそのまま行ってしまう。そうすると、そのものを食べたい方が、紀北町へ来たときには食べられない状況が昨年度はあった。今年も確か他所から来る方もみえるんじゃないかなというふうに、ちょっと聞いておるんですけども、その方なんかでも、結局、参加してもらったら、こっちで出してもいいですかというようなところも話し合いされておるんですか。それがなかったら、つくってそのまま持っていくような格好になってきますもんで、もう食べられない状況が出てきますもんで、やはり紀北町で、やはり来ていただくためには、それが食べられる場所がないといけませんもんで、その点について、今度も他所から来られる方が見えるんですけど、その話をどうされておるんですか。

これちょっと最後やもんで、その点やっぱり十分、やっぱり話し合いをされたうえで来ていただくということが大事だと思いますんで、その点についての答弁を求めます。

東清剛議長

濱田課長。

濱田多実博商工観光課長

前回ですね、県内の町外の方がですね、グランプリとられてということでございまして、そのレシピについてはですね、紀北町のほうで使っても良いですよということにいただいておりますので、そのレシピに基づきまして、ある会社さんのほうで今つくっていただいておりますということでございます。

本当に、議員おっしゃられるようにですね、そういったものが食べれるようにということで、食堂とかですね、いろんな飲食店等に働きかけをしていきたいとは思っております。ただ、それだけをつくるということはなかなか難しいので、今回、冷凍でですね、すぐにできるようなものができたということで、それを各店舗さんのほうに紹介をさせていただくことによってですね、何とか町内でも食べられるようなことになればというふうに思っているところでございます。以上でございます。

東清剛議長

ほかに、質疑される方。

6番 瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

89ページですか、90ページ、商工振興費のね、中小企業指導育成事業、商工会が実施す

る小規模、これマル経ですね。及び補助金等云々の1,162万円の内訳と、それから先ほどから言われております始神テラスのですね、費用が、私たちに説明されておったのが、330万円と37万円いくらやったかな。そと結局、施設委託管理契約で373万7,000円なんですけども、27年度の当初ではですね、821万8,000円になっておりますね。それは初めてですから、いろんなことが要ると思うんですけども、次年度からもうこれぐらいのものが要るかどうか。これに対する説明がなされてなかったですね。その辺のご説明をお願いいたします。

東清剛議長

濱田課長。

濱田多実博商工観光課長

まずですね、中小企業指導育成事業の1,162万円の内訳でございます。これの内訳につきましては、小規模企業経営改善普及事業ということで1,162万円を、みえ熊野古道商工会様のほうに補助をするという形でございます。

それから、始神テラスの部分でございますが、地域振興施設運営管理事業で821万8,000円を予算化させていただいております。その内訳としましてはですね、報償費が5万円、これは施設の愛称ですね、付けていただいた方に記念品をお渡しするもの、それから印刷製本としましてパンフレットの作製18万4,000円、それから光熱水費としましてプラグインハイブリットであるとか、電気自動車ですね、そういったものの充電器の電気料、それから通信運搬費といたしまして、その充電器の通信料、それから保険料、それから竣工式の業務委託料ということで195万4,000円がでございます。

あと施設管理委託料として373万6,800円、それと保守点検ということで118万1,000円、これは浄化槽ですね。それから紀勢自動車道地域振興施設指定管理料を40万2,840円ということでございまして、このうちですね、現年度平成27年度のみ使うというのがですね、8の報償費の5万円、それから竣工式の費用195万4,000円ですね。その部分については当該年度限りということですね、それ以外のものについては、翌年度以降についても発生するということでございます。以上です。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

そうするとね、一番初めの説明はですね、330万円をですね、国交省に払って、それを

いただいて管理すると、これ地域振興施設をするのに、結局、アバウトで言ったって 500、600万円要るのではないの、毎年。

それで、先ほど言った 1,162万円さ、これを述べられておるだけ、中身何にもない。中小企業ですね、中小企業指導育成事業 1,162万円、私、商工会のこと見てますけどね、何にも出てきてない、こんなもの。育ってない。何をやっておるんですか、これは。

ただ、それは補助金であって、商工会何に使っておるんですか。それ使われてですね、どういものが商工会でできておるんですか。

東清剛議長

濱田課長。

濱田多実博商工観光課長

地域振興施設の維持管理、運営管理につきましてはおっしゃるとおりで、先ほど申し上げたもの以外のものについては、後年度にも負担が必要ということでございます。

みえ熊野古道商工会の事業につきましては、平成26年度については、まだ実績報告がですね、正式なものが届いておりませんので、平成25年度の事業についてですね、ご説明させていただきますと、事業といたしましてはですね、商店街まちづくり事業として街灯の設置であるとか、熊野古道世界遺産登録10周年記念フェアの実施であるとかですね、それから四季・感動定点写真撮影フォローアップ事業であるとか、6次産業観光・ものづくり事業の実施、それから、やる気のある小規模事業者への支援事業の実施、それから外国人技能実習生の受け入れ事業の実施であるとか、地域通貨熊野古道カードの推進事業の実施であるとかですね、さまざまな事業を行っておりまして、合わせてですね、本来の仕事であります経営改善への指導であるとかですね、そういったことを行うということによってですね、地域の商工業の中小企業の方々の手助けをしていただいているということですね、大変、大きな成果が上がっているというふうには思っております。

以上でございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

私を見る限りはね、成果何も上がってない、事業はしておるけど。それを言うたら町長がおっしゃる最少の経費で最大の効果を上げる。何も上がってないですよ。その事業主体の人たちがですね、その商売潤ってますか、これ無駄金でしょう。

それと、もう1つね、330万円の37万円やで、367万円かな。360万円ぐらいと思っておった。70万円ぐらいだと思っておったんさ、維持管理費ね。これ正確に言うと次年度はいくらになるんですか。次年度からずっと、いわゆるランニングコストはいくらになるんですか、町の負担は。今までおっしゃっていたのとですね、数字が違ってくるじゃないですか。

東清剛議長

濱田課長。

濱田多実博商工観光課長

もう一度申し上げます。27年度以降もですね、含めて、それ以降もですね、要る費用としましては、28年度以降ですね、すみません。28年度以降も要る費用としましては、光熱水費としまして電気料金64万8,000円、それに充電器の通信料5万1,840円、それに保険料41万2,000円、それにトイレ駐車場等の管理委託事業が373万6,800円、それに紀勢自動車道の地域振興施設指定管理料40万2,840円、それに浄化槽の保守点検、それからEVの充電器の保守点検118万1,000円ということで、トータルしますと643万2,240円ということになります。

商工会のほうの成果が上がってないのではないかというふうなことでございますけども、具体的な数値を申し上げますとですね、例えば新春大感謝フェアの事業をとりましてですね、参加店舗が178店舗でございまして、抽選券の発行枚数が49万3,400枚、それで経済効果としては2億4,670万円の売上があったということですね、そういったことからしましても、それだけの経済効果を上げているということが言えると思います。以上でございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

そうすると、あの640何万円がずっと要ってくるということですね。

それからあと、いわゆる新たなJAPANですか。熊野古道JAPANにですね、すべて浄化槽代も、電気代も、保険代も含めて使っていただくということですね。借りる人は何も払わなくてもええということや、そうでしょう、そんな契約結ぶの。

それと、もう1つはね、1,162万円だね、4億円です。あの商品券は私の聞いておるところでは、ものすごく不評やったよ。300万円、当たったら300円当るんや、これ50円出

してコーヒー、コーヒー屋へ置いておくわけや、あんな立派なものつくってね。

だから、商工会活性しておったらね、町活性しておるわさ、これ。だから私は 1,162 万円出すのに、非常に危惧を感じるし、さっき言った 600 何十万円についても初めの私は、370 万円弱やったかな、ランニングコストで。電気代も浄化槽代も、あとからあとから減っていけばええよ、増えてくるんだ。こういうね、やり方はちょっといかなもんかと思うね。

いわゆるその委託、管理委託契約でそんなことするんやったらね、もっと町民のためにやることしたらええと思うよ。これやったとしてもですね、ごく一部の人だけやと思うよ。税は公平に使われないかんのやから、商工会の場合はね、非常に恵まれておるんですよ。会費は少ない、毎月 30 人ぐらい減ってきてよ。それで入会は 5 人ばかり、段々段々しぼんでいきよるんや、尾鷲の商工会議所なんか、言うたら悪いけども、熊野古道商工会ですか、よりも給料は安いんですよ、向こうのほうは。それを考えてもらわんとですね、商工会のほうの給料のほうはね、商工会の正職員ですよ。給料のほうは、ここにお見えの課長さんより給料良いんです。これはね。

それはなぜかと言うたら、全国の東京にも商工会があるから、そのレートに合わせてあるわけです。だから商工会、商工会と言ったってね、商工会で何か活性したことあらへんのに、こんなもん。町長はどう思うか知らんけども、ちょっとこの辺はね、もうちょっと真剣にやらんとですね、どぶへお金を捨てるようなもんになっていくよ、これ。それでまた維持管理費、維持管理費、今度は古びれてきたらまた、さっき言うたように、また設備投資せんならん。私はちょっと騙されたわ。370 万円ぐらいでランニングコストでいくと思っておったら、600 万円ばか要るわけでしょう。保険代は持たんならんわ、浄化槽代は持たんならんわ、そんなもんそこで働く人らがお金儲けでやっておるんやで、当然、その人たちはそのいわゆる、こんな言葉悪いかな。家賃代というのや、店舗代というのかな、そういうもの払ってもらわなあかんわね。

それで、これ入ってくるのはないんでしょう、おそらく。この展示即売場から、出しっぱなしでしょう。いいです。わかりました、数字的に。

東清剛議長

ほかに、質疑される方はございませんか。

8 番 入江康仁君。

8 番 入江康仁議員

87ページ、農林水産課所管のところでは、産地水産業強化支援事業の築いそ工事ですね。これがどういうものかということと。どのような波及効果を及ぼしておるのか、ちょっと教えていただきたいんです。

それで、水産資源増殖事業の中で、アワビ、ヒラメの放流事業ですね。これに対しての活用効果をちょっと、今までのやったきた中での推移をちょっと聞かせていただけますか。

東清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、この産地水産業強化支援事業でございます。こちらの事業につきましては、海野地区で行っております海野地区産地協議会としてですね、築いそ工事を今年度行おうとするものでございます。この事業といたしまして、3カ年の事業の中で、3カ年ソフト事業を行い、そのうち1カ年を、ハード事業を行うという事業でございます。今年度、平成27年度にハード事業としての築いそ事業を行うものでございます。

この築いそにつきましてはですね、伊勢エビの隠れ家と申しますか、伊勢エビの漁場としてですね、活用していくための築いそというふうにしてございます。過去にもですね、同様の事業を実施して、成果は上がっておるといふふうに組合のほうからは聞いてございます。

工事といたしましてはですね、1トン内外の自然石を約1,300立米ほど、ある海域にですね、場所といたしましては、赤野島の近くですね、海野漁協の区域内で場所を選定いたしまして、そこへ1トン内外の自然石を約1,300立米投石するというふうな事業でございます。

それと、次の水産資源増殖事業のアワビの種苗放流、あとヒラメの種苗放流でございます。アワビの種苗放流につきましては、三浦地区、海野地区からの要望によりましてですね、大体約1万個ほどのアワビの種苗の放流を予定してございます。それとヒラメの種苗放流につきましては、こちらのほうが長島地区からの要望がございまして、平成27年度からですね、新規事業として取り組んでいきたいということでございます。以上でございます。

東清剛議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

課長、今のこのアワビとヒラメの種苗の放流ですけどね、要はこのアワビは、今年度からと、ヒラメは。実際ね、これ逆なんですよね。ヒラメをやはり放流するとなると、アワビに対してもいろいろなサザエに対しても、要はヒラメが餌になるわけですから。今、そういう量が枯れた状態で、育たない状態になっておる。だから、波及効果ないと思うんです。

それと、もう1点は放流するためには、ある程度のいわゆる期間をですね、もう今までは各漁協の権利の中で、磯を売っていたわけですよね。それで今もう枯れているような状態です。長島漁協から紀北町の漁協は。やはりその磯を売ることある程度一定は止めてですね、放流をするためには放流が育つ、アワビはどんだけの大きさになるまでは、どんだけかかるというのは、当然、課長わかっておるでしょう。どれぐらいかかるかということ。

それで、やはり今、その餌になるヒラメがなかったら育たないわけですよ。魚のヒラメか。いやいや、魚の、私はヒラメというのはヒロメですわ。ヒロメがないから、こういう放流しても育たないということは現実でしょう、現状知ってますか。ちょっとそのところ。

東清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

このアワビの種苗放流を行っております。三浦地区、海野地区でございます。この三浦地区、海野漁協の管轄内に入るわけでございます。その海野漁協のほうがですね、水産多面的機能発揮対策事業で、ガンガゼの駆除等を現在行っております。この事業につきましては、一昨年まではまた違う事業で、同様のガンガゼの駆除を主体とした事業をやっておりまして、海野漁協としては相当の効果が上がっておるというふうにお聞きしてございます。

そういった意味の中での、このアワビの種苗放流というのは、海野漁協からも強いご要望があり、それに応えた形でですね、町も行っておるというふうな歴史をたどっておる事業というふうに、私も認識してございます。以上でございます。

東清剛議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

ガンガゼの駆除に関してはね、これは海野だけじゃなくて、やっぱり紀北町の中にある漁業組合全体の磯に関する問題ですよ。当然、長島も大きなあれになってくるし、それで先ほど言っておった築いそ、これはもう伊勢エビというのは、今本当にテトラポットの積んでいるところはたくさん伊勢エビがおるとよく聞くんですけど、やはりその築いそに対して、今回やることで、波及効果がすぐに現れるのか、大体どれぐらいの中でとれだすのかというのは、ある程度は把握しておるんですか、そこ1点と。

それから、今言われたようなガンガゼの駆除に絡んでですね、このアワビ、ヒロメのやっぱりね、この先に餌になるものの今、そのあれも必要じゃないかなと思うんです。だからそのこのところの。だから、これはアワビとか、アワビの放流はもうずっと続けてきておるわけですよ。それでその実績あるんですか。波及効果、とれだして、どんだけの稚魚を放流して、大体水揚げ、上がってくるでわかりますよね。それがそれに比例して上がってきておるのかというこの、ちょっと状況も教えてほしいんですけど。

それと、もう1点ね、この島勝浦のこの船舶の給油メーターと給油タンクの修繕補助金に対してはですね、これ小さな約30万円ですわ。40万円ぐらいやね。約40万円ぐらいなんだけど、一番僕は行ったときに、島勝行ったときに要望したのは、船舶の浄化するレールから、その浄化する台ですね。台の修繕をしてほしいと、それは外湾とのある程度、町と補助金の兼ね合いの中でね、したら、すぐにできるんだということも強い要望がありました。だから、その現場一回見たってほしいんですけど、それを今回、このいろんな補助金等の活用できるんだったら、補正予算でもええけど、一回島勝に行って、その船舶の浄化施設を一回課長見てですね、地元の外湾、島勝漁協とですね、またその打ち合わせをちょっと一回やっていただきたいんですけど、そこはどうですか。

東清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

先ほどのアワビの種苗の関係でございます。現在ですね、ちょっとその数字的な成果というふうな形では、今、手元には持ち合わせておりませんが、海野漁協からの話をお聞きしますと、やはり成果は上がっておるというふうにはお聞きしております。是非とも、続けていってほしいというふうにお聞きしてございます。

それと、その先ほどのヒロメの件なんですけども、当然、このアワビの餌となるのは、

アラメ、カジメ類をはじめとした、俗に言う昆布的なもの、そちらのほうの食害ということで、ガンガゼの、障害生物であるガンガゼを駆除しておるといふような活動をやっていただいております。

確かに、議員ご指摘のとおりですね、海野だけではなくして、長島、また島勝あたりでもですね、そういった磯焼けの問題というふうにはお聞きしております。そういった中でですね、こういったガンガゼの駆除等ができる事業、その水産多面的機能発揮対策事業についてもですね、今後、PRもさせていただきたいというふうに考えてございます。

それと、先ほどの島勝漁港のですね、浄化場のレールの件につきましては、私どもも組合から相談は受けております。そういった中で、事業種的にですね、相当規模ということもありまして、この町の単独の補助ということよりも、補助事業的なオーダーになるのかなということもありますので、今後、また改めてですね、外湾漁協とも相談させていただき、対処させていただきたいというふうには考えてございます。以上でございます。

東清剛議長

ほかに、ございませんか。

11番 奥村武生君。

11番 奥村武生議員

今の入江議員の言われた中での出てきた、ガンガゼの駆除について、最後にそういうふうなガンガゼの駆除がね、磯の成長につながっているというふうな話があって、それでPRもさせていただきたいということと言われたんですけども、これのことについてのPRするような用紙はつくってありますか。つくってなければ、是非つくってほしいという部分があります。

これガンガゼの駆除によってどれぐらいの、重複する質問になるかもわかりませんが、駆除によってどういうレベルのその、磯ものの安定化につながっているかということについて、再度ちょっとお聞きしたいと思います。

東清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

その先ほども私が申し上げましたPRというのはですね、その事業に取り組んでいただけるようにPRをさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

参考までに島勝浦では、確か一昨年までこの環境生態系の事業というのがございまして、

そちらのほうでは取り組んでいただいております。そうした中で、この水産多面的機能発揮対策事業に移行していく段階においてですね、そういった移行もお伺いさせていただきました。

そうした中で、今回ちょっと見送りということにはなったんですけども、また次回のこの事業の採択の時期のときにはですね、また改めて外湾漁協等も含めてですね、相談もさせていただきたいというふうに考えております。

それと、先ほどのその成果の部分につきましては、数値的な面ではですね、現在、持ち合わせておりませんが、海野漁協からの話をお聞きしますと、今まで磯焼けしておった部分が、藻場が戻ってきたというふうにお聞きしてございます。以上でございます。

東清剛議長

奥村議員、担当の常任委員会ですから、これから先はもう、ちょっとそこでやってください。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

83ページなんですけれども、みえ森と緑の県民税市町交付金事業で、新しい税金の、それを受けての交付金事業だと思うんですけども、昨日も少し説明があったんですが、より詳しく説明をお願いしたいと思います。

東清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

みえ森と緑の県民税市町交付金事業につきましては、平成26年度から事業が始まってございます。そして平成27年度が2カ年目ということでございまして、27年度につきましては、全体事業費として930万6,000円の事業を見込んでございます。その中で、当町といたしましては、4つの事業を計画してございます。

まず、1つ目にですね、これが平成27年度からの新規事業として考えておる部分でございまして、町管理河川の部分のですね、周辺の森林に、現在、立ち枯れしておる木、立木ですね。そうした立ち枯れ木をですね、次の出水時に下流域に流れださないように、事前にそれを撤去しようという事業を現在考えてございます。その事業に対してこの委託料として610万6,000円を現在見込んでございます。

それとあと、負担金、補助及び交付金の中で 320万円の事業を予定してございます。まず、1つ目が人家裏山林危険木の伐採事業の補助金、これについては現在 200万円を見込んでございます。こちらにつきましては、自治会等が実施するその事業に対して、80%を補助しようとするものでございます。

そして、2つ目に、集落周辺森林の里山整備の事業補助金として40万円、こちらにつきましては 100%の補助の事業を見込んでございます。

それと、最後の3つ目といたしまして、森林環境教育事業補助金として80万円の事業を見込んでございます。現在、平成27年度といたしましては、この4つの事業ですね、計画しておるところでございます。以上でございます。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

26年度から事業が始まったということですが、台風、大水がきたときに、立ち枯れは本当に心配されているんですけれども、どの地域を、これから初めての地域ですが、まず、どこからやりたいと考えておられて、それらの事業をどこに委託されるのか。

そしてまた人家の裏山、自治会が行うということでしたが、山の近くに住んでおられる方で、もう高齢化して裏山で、自分の山ではないんですけれども、家の屋根に覆い被さってきてですね、若いころは自分たちで他所の木でもやっていたけれども、もう大変という方がたくさんおられるんですけど、そういうことにも利用できるのかどうか。里山事業もどこを予定されておりますか。

東清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

まず、人家裏危険木の伐採事業の補助につきましてはですね、自治会のほうが専門業者に委託した場合等でもですね、その80%補助するというふうな事業でございます。

ですので、自治会の方が直営で伐られるとか、そういった場合でも補助はさせていただきますけれども、通常の場合ですとですね、平成26年度の例を見ますと、例えば森林組合のほうへ委託したとか、そういったふうにはお聞きしてございます。その費用の80%を補助するというふうな事業でございます。

それと、里山につきましてはですね、NPOとか自治会とかがですね、申請によって町

のほうで採択と言いますか、補助する箇所を決定させていただきますので、町のほうからここというふうな予定というか、計画としては今現在組んではございません。

それと、その河川周辺の立ち枯れ木の撤去整備事業につきましては、町河川ですね、上流域、紀伊長島区では赤羽川、三戸川筋、それと海山区では大船川、往古川、そういった水系がございます。そういった中でですね、現在、私ども調査しておるのが、約8箇所ほど調査しておりまして、今、立ち枯れ木の本数としましてはですね、2,000本ないし3,000本はあるのではないかというふうに考えてございます。この中で、海山区の水系で2箇所、長島区の水系で2箇所ほどを平成27年度にできればなというふうに考えております。以上でございます。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

詳しく説明していただきましたが、委託事業ということで町がやるということ、森林組合とかに委託されるんじゃないかと、町の事業としてやられるということなのか。周辺木の立ち枯れ作業ですね。そして人家の裏山とか集落、里山づくり事業も自治会を通して、自治会がやるということですけども、自治会と連絡を密にとってあげてくださいとか、そういうことを日常的にやられているのかどうか、お願いしたいと思います。

東清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

まず、この立ち枯れ木の整備事業につきましては、町が事業主体となって、例えば森林組合等へ委託してですね、発注して事業を行うという類の事業でございます。

それと、人家裏危険木の事業につきましては、あくまでも自治会等が事業主体となって、事業を行っていただき、その8割を町が補助するという事業でございます。以上でございます。

東清剛議長

ほかに、ございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、衛生費から土木費までの質疑を終わります。

東清剛議長

ここで暫時休憩いたします。

3時30分まで休憩いたします。

(午後 3時 18分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 32分)

東清剛議長

次に、100ページの消防費から、134ページの給与費明細書までの質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

14番 平野隆久君。

14番 平野隆久君

それでは101ページの5目の災害対策費の中の自主防災組織対策事業ということなんですけども、これは説明会でもありましたように、46団体を350万円、自主防災会のほうへ均等割で出すということでお聞きしたんですけども、これは均等割というのは大体46団体ですと、平均7万6,000円と、昨年度10万円、均一だったんですけども、平均していくと減っていくということなんですけども、あとその世帯割でいくんか、人口割でいくんか、均等割をどういうふうな基準でやろうとしているのかについて、お願いします。

あと、自主防災倉庫整備4箇所ということでは140万円上がっているんですけども、この4箇所についてはどこを考えられているのか、答弁を求めます。

東清剛議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

平野議員のご質問にお答えします。

自主防災会の補助金につきましては、102ページの負担金補助、及び交付金 606万9,000円のうちのですね、事業補助金 370万円の中の 350万円が該当いたします。で、自主防災会のほうは昨年 460万円の補助金でございましたが、約4分の1をカットしまして350万円が認められております。その 350万円につきましては、従来ですね、均等に割りますと、先ほどご質問にありましたように7万6,000円ほどになります。

ただ、この7万6,000円をですね、均等に各自主防災会に配分するのではなくてですね、昨年までですね、均等に10万円ずつ配分しておりましたけれども、人口、あるいは世帯のですね、非常に多いところとですね、非常に少ないところで格差があって、若干ですね、その辺を是正していただきたいというお声を聞いておりますもので、この7万6,000円をですね、大体40%分を均等という形の、最低保障的な、現時点で考えている配分方法としましては、7万6,000円のうちのですね、約40%、3万円ほどをですね、均等にしまして、残りの部分についてはですね、世帯割なり、あるいは人口割で配分をしたいというふうに考えております。

その結果、一番少ないところだと3万円ほどから、多いところになりますと18万円ほどの金額になりますので、この辺を軸に、自主防災会にもご相談をしながらですね、最終決定をしていきたいと考えております。

それと、倉庫でございます。自主防災会の倉庫につきましては、長島区に2箇所、それから海山区2箇所を考えております。場所につきましてはですね、現在、紀伊長島区のほうで要望があるところ、自主防災会からの要望があるところ、海山区につきましても自主防災会から要望のあるところを予定しております、場所につきましては長島区につきましては呼崎と、それから松本を考えております。それから海山区につきましては、相賀と前柱を現時点では考えております。ただ、これにつきましても自主防災会と相談しながら進めていきたいと考えております。以上です。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久君

これ今年変わったと、まずその1点目、昨年度まで均一で10万円という金額が、平均7万6,000円と、下がったわけなんですけども、下げた理由についての答弁を求めたいのと。

あと、均一40%、今の現段階だそうなんですけども、40%は均一で、あと人口割合、世帯数割合、どっちのほうでやろうとしているのか、その点について。

これについても今後、自主防災会から話が出たということなんですけども、まだ自主防災会へのほうへは、こういうことは別に、こういうふうになりますよということは、報告はされていないのでしょうか。その点についての答弁を求めます。

東清剛議長

上野課長。

上野和彦危機管理課長

まず、世帯割か人口割かということなんですけど、こちらのほうについてはですね、人口割よりも世帯割のほうがですね、押さえる時点でですね、例えば4月1日で押さえたときにですね、異動が少ないということもありますので、人口割よりは世帯割のほうが良いかなというふうに考えております。

それから、なぜ金額を減らしたかということでございますけれども、3年間ですね、平成24年度から3年間、10万円ずつですね、配分しておりましたんですが、使うのにですね、非常に使ううえで、若干使いにくいとか、そこまで要らないという団体も出てきている状態。

それから、あと備蓄等ですね、物についても全部の10万円を充てる必要はないというところもございますので、その辺を判断いたしまして、補助金のほうをですね、減らさせていただいております。

ただ、全部減らすということではなくてですね、自主防災会の活動を今後も維持していくためにですね、約4分の3の金額を予算としては認めていただいているということでございます。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久君

これはあくまでも、自主防災会が倉庫等へ備蓄とかするのが目的でされておると思うんです。

ただ、今言われたんですけども、今回こういう予算が出て、なっていくにしたってね、基本的にはその自主防災会の地区の人が世帯数で割って、その方だけがそこへ行くわけじゃなくて、例えば非常時のときは、いろんな場所から集まってくる方が出ますもんで、その一概に世帯数で割っていくということもどうかなというふうに思うんです。

ただ、そういうことも加味して、今後、今回こういうことを試したとしてもね、やっぱ

り、今後いろんな状況も考えて、変動的にね、今後もしされるんだったら考えていただきたいと、基本的には確かに地区の自主防災会で、自分とこの自主防災会のある倉庫に備蓄しますけども、その地区だけが使うもんじゃないと思うんです。非常時にはね、他所から来ても使わせてあげなきゃいけない状況も出てくると思いますんで、今後、そこら辺も加味して考えていただきたいと思いますんで、その点についての答弁を求めます。

東清剛議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

議員、おっしゃるとおりですね、一時的に、緊急的にですね、避難する場所につきましてはいろんなところから避難があると思いますので、その際にですね、食料等は必要な方にはですね、その地区で備蓄しているものをですね、使っていただくということも必要かなとは思っております。その辺については、その補助金等を活用して対応していただきたいと考えております。

町のほうがですね、現在、購入予定している備蓄につきましては、この一時緊急的に避難するところへの備蓄ではなくてですね、町全体としての備蓄を考えておりますので、その辺は若干使い分けをしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

東清剛議長

ほかに、質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、消防費から給与費明細書までの質疑を終わります。

これで、議案第33号についての質疑を終了いたします。

日程第35

東清剛議長

次に、日程第35 議案第34号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

日程第36

東清剛議長

次に、日程第36 議案第35号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

日程第37

東清剛議長

次に、日程第37 議案第36号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

質疑なしと認めます。

日程第38

東清剛議長

次に、日程第38 議案第37号 平成27年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

35ページの水道水源保護審議会の委員報酬ですね。22万円に対して、今までですね、これ審議は年に何回ぐらいやるのか、申請出してくるのか。

そしてまた、どのような審議の内容をしたかというのを、これ議事録は皆とってますよね。水道課長、そのところちょっと。

東清剛議長

水道課長。

久保健作水道課長

議事録といたしますか、記録ですね。開催記録等をとっておりまして、合併からこちらですね、ずっとどのあたりから、ずっと平成6年からちょっと言いますので。

東清剛議長

よろしいですか。担当の所管ですから、またそのときは委員会の中で詳しく聞いてください。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

要はね、関心持っている人たちもいっぱいおるわけですよ。その中で、このような委員会だけでしておると、何にもやってないのかなと思うわけですよ。だから、はしりでもこういうような質問をしておると、あの結果はどうなったんやということで、それは所管の委員会によってやりましたよと、それはそれでこういうような審議やりましたと説明できますから、だから、前だけね、前段だけのとこを僕は言う。だから、今言うたように細かいとこは委員会ですべてもらいますんで、そこだけちょっと答えてもらったらいい。だから、ちなみに水道課長、去年の実績か、その前の2年ぐらいの実績だけで言ってもらえたら。

東清剛議長

議事進行ですので、そのように取り計らいますので、またあとは委員長報告でね、詳しくその辺のことを報告していただくようお願いいたします。

8番 入江康仁議員

委員長報告じゃなくて、僕は質問するんやろ、委員会での担当委員会やで。

久保健作水道課長

お答えいたします。平成23年度に紀伊長島区のほうで、高速関係の残土の置き場ということで、審議会を開きましたが、その後、ございません。

東清剛議長

ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第39

東清剛議長

次に、日程第39 議案第38号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

14番 平野隆久君。

14番 平野隆久議員

それでは、地方創生費の中に、スポーツ交流活性化事業は所管ですもんで、あとの部分についてなんですけども、昨日の説明では、まち・ひと・しごとを循環するためということだけの説明でしたんで、再度、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

あとはね、各常任委員会での質疑が出ると思うんですけども、所管外としてある程度、もう少し説明を聞きたいということで、答弁を求めたいと思います。

東清剛議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

少し全体的なことも含めまして、私のほうからご説明をさせていただきます。

まずですね、まち・ひと・しごと創生法につきましてはですね、平成26年の11月28日に公布がされてございます。そのあと平成26年の12月2日に施行がされました。

この法律の中にですね、同法の第10条におきましてですね、当該市町村の区域に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努めなければならないという規定がされてございます。

その中で紀北町としてですね、私どもが担当いたします、まち・ひと・しごとの関係で、紀北町人口ビジョンの策定ということで、今回、予算を上げさせていただいてございます。486万円ほど企画分としてあげさせていただいております。この部分につきましては、まち・ひと・しごとの関係の地方創生の先行型という交付金がございます、それを使わせていただくということで、このあと各課が説明をさせていただきますが、それらを含めて国の補正予算対応ということで、今回出てきた予算でございます。以上でございます。

東清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

農林水産課といたしましては、紀北町一次産業魅力アップ推進事業、紀北町水産物衛生化推進事業の2つの事業を予定してございます。

まず、紀北町一次産業魅力アップ推進事業につきましては、本町の基幹産業であります農林水産業が現在直面しております高齢化、また後継者不足等の問題に対応するための事業として考えておるところでございます。この事業につきましては、農林水産業の魅力をですね、都市部の若者に積極的に今後、情報発信していって、新たな雇用につなげていければというふうな事業として考えてございます。

最近ですね、都市部には潜在的にですね、一次産業に興味を持っておる若者が多数存在しておるといふような報道等もございます。そういった若者を対象にですね、インターネット等を活用した媒体を活用したツールを作成してですね、都市部の若者に農林水産業の情報発信をしていきたいというふうな事業を考えてございます。また、こういった若者をですね、対象とした体験事業的なものも行ったうえで、新たな雇用につなげていければというふうにも考えてございます。ただ、確かにですね、受け入れ体制等の問題もございません。これから困難な面も多々予想もされるんですけども、この事業を通してですね、農林水産業の後継者対策の一助になればというふうな思いで、この事業を現在計画しておるところでございます。

そして、次にですね、紀北町水産物衛生化推進事業につきましては、昨今、叫ばれております食の安全、安心をはじめとしてですね、より一層、水産物の衛生化ということに対して積極的に推進していこうという事業でございます。

水産物につきましてはですね、大消費地である東京の築地市場、これがですね、平成28年秋には新たな豊洲市場に移転というふうな報道もなされております。また、こういった地方市場の移転に伴ってですね、近い将来、衛生化の基準等も見直されていくという情報もございます。今後、こういったことにですね、迅速に対応していくためにですね、紀北町から出荷される水産物の衛生化をですね、積極的に推進していこうということを考えておる事業でございます。

また、こういった中でですね、現在、長島地区産地協議会の中でですね、水産物の衛生化ということ 키워ドに議論が進められております。そしてこの事業によりですね、産地卸売市場、また関係する水産関連の事業者等ですね、衛生意識の向上を図っていき、これをもって水産物の衛生化の推進化を図っていきたくと。

また、こういった状況の中で、紀勢自動車道開通によります紀北町が持つ地理的優位性をですね、最大限活かした新たな流通拠点の市場としてですね、今後、魚価の安定、また高付加価値化による漁業者等の所得の安定とかですね、また衛生化を推進していくことによって、新たな水産業の雇用につなげればというふうに考えているところでございます。

現在ですね、いろんな制約のある中で、現在考えておる内容といたしましては、市場とかですね、水産関連事業者等が行う、今後、衛生化に対する支援をはじめですね、現在の長島港の産地卸売市場の現状を調査してですね、今後、進むべき衛生化の方向性をですね、長島地区産地協議会の中での議論、検討を進めていただき、今後のですね、紀北町の水産業界が衛生化に取り組むことによってですね、新たなビジネスチャンス、また新たな雇用というものがですね、創出できればというふうに考えておる事業でございます。以上でございます。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

商工観光課所管のものにつきましては、8ページの生産者と消費者をつなぐ紀北町食等のブランドアップ事業 1,000万円、それから1つとびまして、紀北おもてなし事業 1,042万7,000円、それから次ページ、9ページのですね、プレミアム付商品券発行事業 4,300

万円、この3つを担当させていただきます。

まずですね、生産者と消費者をつなぐ紀北町食等のブランドアップ事業でございますけれども、紀北町ですね、特徴ある商品のいろいろな食材というのがですね、季節商品であったりですね、収穫量が少ないであるとか、そういったことからですね、なかなか適正な価格がつかないということ、そういったことをですね、それとほとんど町内で消費されて、域外へはなかなか出ていかないということですね、少量であっても定期的に購入していただけるような固定客のファンをつくるということ。それから生産者、事業者の顔の見える商品販売の仕組みをつくるというふうなことをですね、やっぴいこうというこの事業でございます。

具体的にはですね、これはn i f t yという会社とですね、それから電通という広告の大手ですね、そういったところがですね、運営しております、うまいもんプロデューサーというサイトがございまして、そこにはですね、6万5,000人ほどのユーザーがございまして、その人たちは各地域のいろいろな特徴ある商品なんかをですね、ホームページに載った、そのページに載ったものを買ってですね、いろいろこうしたらええんやないかというふうなですね、ご意見もいただきながら、その食をブラッシュアップして、もっと良いもんにしていこうというふうな、こう仕組みがございまして、それに載って行ってですね、紀北町内の商品をそこに載せていただくと、それによってですね、もっとこう良いものしていくというふうなことでの取り組み。

それから、合わせてそのサイトのほうではですね、こちらにですね、来ていただいて、実際に収穫したり、あるいは食べていただくというふうなことも行っておりますので、そういったものも含めてですね、やっぴいけないかということでございます。それと合わせて、町内でのマーケティング調査なんかも行えばということで、この事業は考えてございます。

次にですね、紀北おもてなし事業につきましては、実はこれはですね、当初予算と若干ダブる部分がございます、当初予算のほうですね、もしこれが採択されれば、そちらのほうはちょっとあとでですね、ちょっといろいろ事業、ちょっと削らせていただくということも念頭に入れながらですね、これからやっていきたいというふうには思ってるんですけども、これにつきましては特に紀北町をですね、PRしていくということでですね、三重テラスでの講演会であるとか、あるいは古里温泉の活性化であるとか、観光振興のPRで町外へのPR活動を行ったりですね、キャンペーンの実施であるとか、そういったもの

をですね、全体的にこのおもてなし事業として取り組むことによってですね、集客を図っていこうというふうな事業でございます。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

これはね、急きよ、出た先行型の補正ということで、内容的に具体化するということもなかなか厳しいんです。そういうとにかね、せっかく下りてきた補正予算ですもんで、有意義につなげていただくと、来年度以降には、その地域創生の予算も出てくると思いますんで、それについては会議も持って今後につなげていくということなんで、これも踏まえてね、やっぱり有意義な予算を使っていたきたいと思いますんで、質疑ですもんで、最後に答弁を求めますけど、企画課長代表して1人だけで結構ですので、よろしくお願ひします。

東清剛議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

どうもありがとうございます。

私どももですね、町長が当初に申しあげましたとおり、戦略本部も立ちあげさせていただきました。その中では課長が皆入っておるんですけども、その外郭というか下に課長補佐、係長、主幹等で組織します委員会も立ちあげました。

第1回の委員会も終了いたしまして、今、今後やっていく目標等の洗い出しを随時やっただきおるところでございます。このあと、先ほど説明いたしました先行型の予算も使わせていただきながら、長期ビジョンとか戦略をつくって、今後5年間で素晴らしい町になるような利用方法を考えていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

東清剛議長

ほかに、質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

東清剛議長

これで、本定例会に上程されました案件についての質疑が、すべて終了いたしました。
お諮りします。

ただいま、議案となっております各案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案については、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

東清剛議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

付託案件の審査については、3月5日、木曜日に、総務産業常任委員会、3月6日、金曜日に教育民生常任委員会の開催となっております。

いずれも午前9時30分からの開会であります。

委員会の運営に当たっては、各委員長において取り計らいくださるようお願いいたします。

また、1日で付託案件の審査が終わらないときには、予備日を利用させていただきたいと思っております。

東清剛議長

本日は、これで散会いたします。

(午後 4時 00分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 27 年 6 月 9 日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会議員 奥村 仁

紀北町議会議員 樋口泰生